

発刊登録番号

12-B552783-000066-01

技術の海外流出及び 奪取を防止するための 研究者ガイドライン



大統領所属
国家知識財産委員会

Presidential Council on Intellectual Property

本仮訳は、韓国国家知識財産委員会で発表した「技術の海外流出及び奪取を防止するための研究者ガイドライン」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(https://ipkorea.go.kr/board/articleDetail.do?bbsId=BBSMSTR_000000000009&nttId=20384&pageIndex=1&searchCnd=0)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

第1章 序論.....	1
第2章 保護対象技術及び技術流出の事例.....	5
第1節 保護対象となる技術の種類.....	6
第2節 技術流出の種類及び被害の事例.....	9
【類型1】 保護対象である技術の資料を外に持ち出して使用した場合.....	11
【類型2】 保護を受ける技術資料を持ち出さず当該技術情報だけ使用した場合.....	18
【類型3】 保護を受ける技術を流出したが使用しなかった場合.....	21
【類型4】 ハッカー等利害関係のない外部の人に攻撃を受けた場合.....	24
【類型5】 契約関係等の利害関係にある外部の人によって技術を奪取された場合.....	28
第3章 研究者が知っておくべき主な法令.....	31
第1節 法的に保護される技術の概念及び範囲.....	32
第2節 技術流出の責任規定.....	38
第4章 良く聞く技術流出防止 Q&A.....	39
第5章 技術流出防止自己診断 チェックリスト.....	39
付録 技術流出関連法令.....	39

第 1 章 序論



第1章 序論

- ☞ 韓国政府は2013年から、技術の海外流出を防止するために関係部処合同で『産業技術保護総合計画』を策定して施行しており、国家核心技術を指定して国家核心技術流出の防止に必要な専門人材の育成、技術開発及びセキュリティ施設の強化等、多大な努力を払っている。
- ☞ それにもかかわらず、韓国企業の産業技術と営業秘密、国家核心技術等が海外に流出される事例が持続的に発生されている。

◎関連統計によると、2017年から2022年2月まで海外に流出された産業技術と国家核心技術は合計133件である。

<表1>2017年から2022年2月までの産業技術・国家核心技術の海外流出の現状¹

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年2月	合計
産業技術	24	20	14	17	22	2	99
国家核心技術	3	5	5	9	10	2	34
合計	27	25	19	26	32	4	133

◎同じ期間に発生した海外技術流出を経済的価値に換算すると、約22兆ウォン規模である²。

◎もし、韓国の主要産業である半導体、二次電池、OLED、造船等世界的に競争力のある技術が流出される場合、国の発展及び競争力が弱くなるなど大きな被害が予想される。

¹ キム・ソジュン記者、「産業技術流出の防止に向けた対策を急がねば」（国際ニュース、2022年5月10日付）

² ソン・キョン記者、「国家情報院『産業技術流出の試み5年間99件…22兆ウォン規模』（朝鮮日報、2022年4月2日付）

- ☞ 2021年に警察庁が共に民主党の李将燮（イ・チャンソプ）議員（清州市西原区）に提出した資料によると、2017年から2021年6月まで摘発した技術流出527件の71%である375件が内部者によるものであり、これに対する対応策の策定が急がれる状況である。

2017年以降の産業技術及び営業秘密流出の現状

区分 年度	件	技術の種類		被害企業の規模		国内外への流出		流出者の現状	
		産業技術	営業秘密	中小企業	大企業	国内	国外	内部者	外部者
2017年	140	12	128	128	12	127	13	115	25
2018年	117	10	107	106	11	97	20	89	28
2019年	112	6	106	104	8	100	12	77	35
2020年	135	7	128	122	13	118	17	77	58
2021年6月	23	-	23	22	1	22	1	17	6
合計	527	35	492	482	45	464	63	375	152

- ☞ 特に、警察庁の資料によると、2017年から2020年まで摘発した技術流出の件の71%が内部者によるものであり、これに対する対応策の策定が急がれる状況である。³

³ イ・クァンジュ記者、「技術流出の71%が内部者による…クラウドの悪用等手法も進化」（アジア経済、2021年11月16日付）

最近5年間の産業技術・営業秘密流出の捜査の現状（全国）

区分 年度	系（件）	逮捕（件）	技術の種類		被害企業の規模		国内外への流出	
			産業技術	営業秘密	中小企業	大企業	内部者	外部者
2017年	140	336	12	128	128	12	127	13
2018年	117	352	10	107	106	11	97	20
2019年	112	381	6	106	104	8	100	12
2020年	135	345	7	128	122	13	118	17
2021年	89	224	10	79	80	9	80	9

- ☞ これを受けて、韓国国家知識財産委員会は、企業の代表的な内部者である「研究者」の警戒感を高め、国家競争力の強化に貢献するため、様々な技術流出の事例を活用した『技術の海外流出と奪取を防止するための研究者ガイドライン』が作成した。

第2章 保護対象技術及び 技術流出の事例



第2章 保護対象技術及び技術流出の事例

第1節 保護対象となる技術の種類

☞ 企業が保有した全ての技術が情報流出のときに処罰の対象となるのではない。そのため、まずは保護対象となる技術に何があるか知っておく必要がある。

☞ 韓国の法律が保護している技術には、「営業秘密」「産業技術」及び「中小企業技術」等がある。代表的な保護対象及び関連法律は下表の通りである。

◎技術を保有した機関で営業秘密あるいは産業技術として保護していても、各法令の要件を備えていないため法的保護が受けられない場合もあるので、保護を受ける技術になるための要件を認知してその要件を満たして技術を保護しなければならない。

<表2> 代表的な保護対象及び関連法律

No	保護対象	保護対象の細部内容	関連法律
1	営業秘密	秘密に管理している技術又は 経営上の情報等 例) 研究開発報告書、機械設計図等	不正競争防止及び営業秘密保護に関する 法律 (以下「不正競争防止法」)
2	産業技術	国家核心技術*、先端技術、新技術、 核心基幹技術**等	産業技術の流出防止及び保護に関する法 律 (以下「産業技術保護法」)
3	中小企業技術	中小企業が保有して秘密に管理してい る技術又は経営上の情報	中業企業技術の保護支援に関する法律 (以下「中小企業技術保護法」)
4	防衛産業技術	防衛産業に関する国防技術のうち、 国家安全保障等のために保護すべき 技術等 例) 武器製作技術	防衛産業技術保護法 (以下「防衛技術保護法」)
5	技術資料	経済的価値性を有した技術又は情報等	大・中小企業共生協力促進に関する法律 (以下「共生協力法」) 及び下請取引公 正化に関する法律 (以下「下請法」)

※産業技術保護法によって告示された技術であり、12分野（半導体、ディスプレイ、電気電子、自動車・鉄道、鉄鋼、造船、原子力、情報通信、宇宙、生命工学、機械、ロボット）73技術、【付録1】参考。

※※基幹技術振興及び先端化に関する法律によって指定された技術であり、6分野（鋳造、金型、塑性加工、溶接、表面処理、熱処理）286技術、【付録2】参考

◎このうち「営業秘密」は、会社が特別管理している場合が多く、「産業技術」は告示及び指定等の手続きがあるため、研究者は当該技術が「営業秘密」か、それとも「産業技術」かが容易に確認でき、その技術情報を流出してはいけない事実も容易に認知できる。

◎しかし、告示や指定等の手続きのない技術や特別管理されていない企業の様々な情報は、公開してもいいか、又は個人的に使えてもいいかの判断が難しい場合がある。

☞ 関連判例によると、(i) 資料が不特定多数の者に公開されておらず、(ii) 企業が相当な時間、努力及び費用をかけて得た情報は、営業上の重要な資産に該当するため保護を受けることができると見ている。

◎また、その技術の情報として、製品を作る設計図、主な配合等同一製品を作るための情報のみならず実験資料等相当な努力等を費やしたため経済的価値があるものは保護されると判断している。

◎したがって、研究者は企業の非公開情報は全て流出しないように注意する。

☞ さらに、技術を海外に流出する場合は、不正競争防止法第 18 条第 1 項第 1 号、産業技術保護法第 36 条第 2 項、第 14 第 2 号に基づいて加重処罰を受ける場合がある。

※事例 1－5 参考。

<参考> 産業技術に属さない技術であるが処罰を受けた場合⁴

■ 事件の概要

- A社は、OLED関連を開発して生産する企業であり、TV、スマートフォン液晶画面等に広く使われているものの産業技術保護法上の産業技術には含まれていない技術「X」を保有していた。
- A社に勤めていた甲は、退社を決めて技術「X」の資料を外付けハードディスクに保存して持ち出した。⁵
- その後、甲はB社に入社し、B社は技術「X」を活用した製品を生産した。
- A社は甲を業務上背任及び産業技術流出防止及び保護に関する法律の違反等で告発した。

■ 裁判所の判断

- 甲が流出した技術「X」の資料は産業技術保護法で定めている産業技術に該当しなくても、(i) A社のセキュリティ管理によって不特定多数の者に公開されておらず、(ii) A社が相当な時間、努力及び費用をかけて作ったものは、営業秘密又は営業上の重要な資産に該当される。
- このような情報を競合他社に流出する、又は自分の利益のために無断で持ち出す行為は、業務上背任罪となる。

■ 流出した者の責任

⇒甲は、不正競争防止法の違反で懲役2年及び罰金3千万ウォン

☑ CHECK POINT

- 産業技術保護法上の産業技術でなくても、企業の情報又は技術資料は営業秘密又は営業上の重要な資産に該当するため、外部に流出する場合処罰を受ける。

⁴ 水原高等法院、2020年11月27日付言渡し2020ノ64判決。

⁵ 甲はA社の研究所で研究員として勤め、①入社する時に業務上知り得た秘密を漏えいしないとの誓約書を作成し、②A社は研究所の全てのファイルを電算室のサーバーにだけ保存して管理し、特別な事情がない限り、事務用コンピューターはもちろんノートパソコンや外付けハードディスク等にA社の営業秘密資料が保存できないようにディスクセキュリティシステムを運営するなど、技術を保護するために徹底的にセキュリティ管理をしていたため、甲を含む研究員全員は会社のサーバーに無断でアクセスしてA社の技術資料を外付けハードディスクに保存し流出してはいけず、③在職中に入手した情報については、秘密を保持し、退社時にA社の技術資料が記録されている全ての記憶媒体を返す義務があり、返さなかった場合には雇用誓約による付随的義務又は信義則に照らしてこれを必ず廃棄しなければならない、④A社の技術を無断で他人に漏えい又は業務以外の目的で使用してはいけない業務上義務があることが前提。

第2節 技術流出の種類及び被害の事例

- ☞ 技術流出とは？
- ☞ 一般的に企業が保有した「営業秘密」又は「産業技術」等の「技術」は、書面やファイルで作成されて保存された「技術資料」の形態か、又は目では確認できないが研究者等の頭の中に記憶されている「技術情報」の形態で保有・管理されている。
- ☞ このような「技術資料」や「技術情報」を不正に取得する、又は正当な権限を得ずに流用若しくは第三者に提供する行為が技術流出に該当する。
- ☞ これを韓国の法律においては侵害行為と規定しており、主な関連法令別の侵害行為は下表の通りである。

<表 3> 主な法令及び侵害行為

関連法令	侵害行為
不正競争防止法	・不正取得又は秘密保持義務に違反した行為等
産業技術保護法	・不正取得又は秘密保持義務に違反した行為 ・国家核心技術不正輸出及び海外買収合併行為等
中小企業技術保護法	・不正取得又は不正取得行為を認知した後に取得・使用・公開する行為 ・重過失による不正取得行為の非認知状況における取得・使用・公開行為等
防衛技術保護法	・不正取得又は不正取得行為を認知した後に取得・使用・公開する行為 ・重過失による不正取得行為の非認知状況における取得・使用・公開行為等
共生協力法	・委託企業が技術資料の提供を求める行為 ・委託企業が正当な権原なく技術資料を本人又は第三者のため流用する行為等
下請法	・親事業者が技術資料を本人又は第三者に提供するように求める行為 ・親事業者が不当に技術資料を本人又は第三者のため使用又は第三者に提供する行為

☞ 実際の事例を見ると、保護を受ける「技術資料」を他人に送付する、又は転職した会社で活用するだけでなく、セキュリティ規程に違反して個人メール等に所有する行為も技術流出と判断され得る。

◎また、資料を持ち出さなくても、業務上知り得た「技術情報」を競合他社の利益のために活用することも技術流出に該当され得る。

☞ 代表的な技術流出の類型と事例は次の通りである。

【類型1】保護対象である技術の資料を外に持ち出して使用した場合

- 研究者が保護対象である技術の資料を外に持ち出して第三者に提供した、又は競合他社等に転職して当該技術資料を使用した場合であって、
 - (i) USBに保存して持ち出す、又は(ii)メールに送付する、又は(iii)クラウドサービスにアップロードするなどの方法により技術資料を搬出。
 - 持ち出した資料を(i)転職した会社の中で共有する、又は(ii)転職した会社に提出する、又は(iii)転職した会社のサーバーや自分が使うコンピューターに保存する、又は(iv)転職と関連して会社の職員に当該資料を共有又は送付する場合などを含む。
 - このように不正の利益を得る目的で保護対象である技術の資料を持ち出して使用する、又は第三者に提供することは、営業秘密侵害行為、産業技術流出及び侵害行為等に該当するため、民事・刑事上責任を追う場合がある。⁶
- また、流出された技術資料が(i)原本ではなく再作成された資料であるか、又は(ii)資料を提供した対象が競合他社又は同種業界でない場合はもちろん、(iii)資料を提供した企業の国籍とは関係なく全て技術流出に含まれる。
 - 特に研究者は、自分が開発した技術の資料は自由に活用できると考えがちであるが、その技術に係る権利は研究者が所属されている会社が保有している可能性が高く、流出されれば処罰を受ける場合がある⁷。

⁶ 会社の技術に対して秘密保持義務のある役職員が不正の利益を取得又は会社に損害を与える目的で技術を使用若しくは公開した場合、その技術が営業秘密の要件を備えていれば、営業秘密侵害行為が成立し(不正競争防止法第2条第3号二目)、その技術が産業技術に該当すれば、産業技術流出及び侵害行為が成立する(産業技術保護法第14条第2号)。役職員が会社と秘密保持誓約を締結した場合には、特別な事情がなければ秘密保持義務が認められることがあり(大法院1998年2月13日付言渡し97ダ24528判決等)、秘密保持誓約を明示的に締結しなかった場合であっても、当事者間の人的関係と諸事情を考慮して黙示的に秘密保持義務が認められることがある(大法院1996年12月23日付言渡し96ダ16605判決等)。

⁷ 国家研究開発の場合、『国家研究開発革新法』第16条により研究開発機関が所有することを原則とし、民間における研究開発の場合でも研究者が開発した技術が職務発明の要件を備えている場合、『発明振興法』第12条及び第13条により従業員が創作した技術情報である発明を使用者が承継して所有したのであれば使用者(企業又は機関)が所有者となる。

- 最近は、韓国の研究者を対象に海外の競合他社が高い給料又は良い勤務条件を約束して核心技術の流出を提案する場合も発生している。
 - 金品やギャンブル、お酒等を通じて関係を結び、これを倫理的欠陥と連結させて情報を得る方式もあるので、格別な注意が必要である。

<事例 1 - 1> 高額な対価を約束して技術を流出した場合⁸

■ 事件の概要

- A社は先端移動通信中継器の技術「K」を保有した会社であって、「K」技術の資料に対してプロジェクトのチーム員だけアクセスできるように制限するなど営業秘密として管理していたが、書類に営業秘密と表記はしていなかった。
- 甲はA社の営業総括常務であって「K」技術の資料に対するアクセス権限を持っていた「K」技術プロジェクトのチーム長として技術資料に対する秘密保持義務があったにもかかわらず、競合他社であるB社に「K」技術の資料を流出して相当な対価を受けた。

■ 裁判所の判断

- A社は「K」技術の資料を秘密に保持・管理するために合理的な努力を払い、情報が秘密に保持・管理されているとの事実は客観的に認識可能な状態であった。
- そのため、流出された「K」技術の資料に秘密と認識できる表示はなかったとしても、A社の役員であれば誰でも当該資料を全て秘密と認識できる実質的な営業秘密に該当する。
- 甲は営業秘密を漏えいして相当な対価を受けたため、その罪に対する責任が決して軽い。

■ 流出した者の責任

⇒甲は、不正競争防止法の違反で懲役2年6月（執行猶予3年）及び約1億3千万ウォン追徴

☑ CHECK POINT

- 会社で営業秘密と表示しなかった情報であっても、外部に流出されないように保持・管理している資料であれば、営業秘密に該当され得る。
- 会社の営業秘密を流出することは明らかな犯罪行為である。

⁸ ソウル高等法院 2015年12月4日付言渡し 2015ノ2568判決。

＜事例 1－2＞ 在職中に保存・保管した技術資料を転職して使用した場合⁹

■ 事件の概要

- A社は研究開発を通じて食品製造技術である「Y」を開発し、この技術を活用した製品「H」を製造・販売し、関連技術資料は秘密に保持・管理した。
- A社で技術開発業務を総括した甲は、個人のノートパソコンに「Y」技術関連資料を正当な手続きを経ずに保存・保管していたが、当該ファイルを保有している事実をA社に告知しないまま退社した。
- その後、甲はA社の競合他社であるB社に入社して類似製品の研究開発に参加し、保管していた「Y」技術関連資料をタイトルだけ修正してB社に提出した。
- B社は当該資料に基づいて新製品を発売・販売した。

■ 裁判所の判断

- 食品において製造技術は最も重要な経営要素の一つであって、A社は「Y」技術を取得するために相当な時間と費用を費やした。
- 「Y」技術は一般的に知られている製造方法と同じであるとは言えないし、A社は技術資料を秘密に保持・管理していたため、「Y」技術は営業秘密に該当する。
- また、B社が窃取・欺瞞・強迫によらなくても「Y」技術を自社のものとして作って使用できる状態になったのであれば、当該技術を取得したとみなさなければならない。
- 「Y」技術を用いて新製品を開発、生産、販売するなど企業活動に直接的又は間接的に使用した以上、営業秘密を侵害したとみるのが相当である。

■ 流出した者の責任

- ⇒甲は、不正競争防止法の違反で懲役8月（執行猶予2年）、社会奉仕120時間
- ⇒B社は、不正競争防止法の違反で約8億7千万ウォン損害賠償責任

☑ CHECK POINT

- (i) 一般的に知られていない企業の重要情報であって、(ii) 情報を取得するために相当な時間と費用を費やし、(iii) 秘密に保持・管理されたのであれば、営業秘密に該当する。
- 在職中に取得した技術資料を他社の利益のために使用することは技術流出に該当する。

⁹ 議政府地方法院 2011年9月8日付言渡し 2009ガ合 7325判決。

<事例 1 - 3> 在職中に本人が研究した資料を退社した後に使用した場合¹⁰

■ 事件の概要

- 甲は、LED 製品生産会社である A 社の副社長兼技術顧問として在職し、製品の設計及び試験、関連技術及び市場情報の収集等の業務を担当していた。
- 甲は B 社に A 社の給料より高い給料を約束してもらい、本人が研究した A 社の研究資料「X」をそのまま持って退社し、B 社に入社した。
- その後、甲は研究資料「X」を印刷して B 社の職員に配った。
- 上記とは別途の件で、乙は A 社の営業チーム長として在職して営業を担当していたが、給料と勤務条件の良い B 社に転職することにして A 社の技術資料「Y」を窃取して B 社に提供し、その後 B 社に転職して営業理事として在職していた。

■ 裁判所の判断

- 研究資料「X」と技術資料「Y」は（i）営業活動にすぐ活用できる程度に高度化されておらず、（ii）B 社の役に立たず、（iii）誰でも実験を通じて知ることのできるものである。
- それでも資料の取得や開発のために相当な費用や努力をかけ、当該情報を通じて競争上の利益が得られるのであれば、当該資料は営業秘密と見るのが妥当である。

■ 流出した者の責任

- ⇒甲は、不正競争防止法の違反で懲役 1 年（執行猶予 2 年）
- ⇒乙は、不正競争防止法の違反で懲役 6 月（執行猶予 1 年）
- ⇒甲、乙と B 社は A 社に 5 千万ウォンの損害賠償責任

☑ CHECK POINT

- 本人が研究した資料も流出されれば処罰を受けることがある。
- 実際使用されておらず、誰でも実験を通じて知ることができる資料であっても、試行錯誤を減らす、又は必要な実験を省略する場合、リバースエンジニアリングにかかる時間と費用を節約する場合又は不正競争防止法によって禁止される営業秘密の使用に該当することがある。

¹⁰ 大法院 2008 年 2 月 15 日付言渡し 2005 ド 6223

<事例 1-4> 転職のために営業秘密を海外法人に流出した場合¹¹

■ 事件の概要

- A社は、韓国の法人であって自動車用LED市場に先に入った会社で、先端技術であると同時に産業技術に該当する技術「X」を保有していた。
- B社は、海外法人として自動車用LED市場に後発参入した企業であってA社の競合他社である。
- 甲は、A社で研究開発及び管理業務を担当していた職員であってA社を退社し、B社に入社して「前の会社の知的財産権等を侵害しない旨」の誓約書を作成した。
- 甲はB社に転職後、成果を出すためにA社の研究員である乙に破格的な条件を約束して技術「X」の資料の流出とB社への転職を提案するなど、B社に入った時に作成した誓約書の内容に違反した。
- 乙はB社への転職を決めてA社のシステムにアクセスし、技術「X」に関する情報を携帯電話で撮影して甲に提供してからB社に転職し、B社に入社する時に甲と同じ誓約書を作成した。
- 甲は技術「X」に関する写真をコピー、編集してB社の研究員と共有した。

■ 裁判所の判断

- B社は外国法人であっても被害者のA社は韓国に所在する企業である。
- また、B社は甲と乙に誓約書をもらったことだけでは相当な注意監督を尽くしたといえないため、両罰規定が適用されるべきであると判断した。¹²

■ 流出した者の責任

- ⇒甲は、不正競争防止法及び産業技術保護法の違反で懲役2年（執行猶予3年）
- ⇒乙は、不正競争防止法及び産業技術保護法の違反で懲役1年6月（執行猶予3年）
- ⇒B社は、不正競争防止法及び産業技術保護法の違反で罰金6千万ウォン

☑ CHECK POINT

- 技術情報を持ち出すことだけでなく、第三者に配布することも技術流出である。
- 外国法人に対しても韓国の技術保護法が適用され、両罰規定も認められる。

¹¹ 水原地方法院 2022年6月23日付言渡し2020ノ4940判決。

¹² 両罰規定とは、違法行為に対して行為者を処罰するほか、その業務の主体である法人又は個人も共に処罰する規定であって、自分の支配範囲にいる者に対して違法行為しないようにすべき注意義務・監督義務を尽くさなかったことに対して過失責任を問う規定である。

<事例 1-5> 資料を再作成して流出した場合¹³

■ 事件の概要

- A 社は、圧倒的な技術力を有するディスプレイ生産企業であって、産業技術の「X」設備を製作して関連資料を営業秘密として管理しており、甲と乙は A 社でそれぞれ首席研究員と責任研究員として勤めていた。
- 丙は前に A 社の研究員であって、現在は中国における光学部品の製造及び開発等を目的事業とする B 社を設立した。
- 丙は B 社で活用する目的で甲と乙に「X」設備の関連資料を要求した。
- それで甲は「X」設備の関連ファイルを送付した後、ファイルを別途再作成して丙に共有し、乙は「X」設備の関連図面を業務手帳に書き写して CAD のファイル形式で再作成し、丙に送付した。

■ 裁判所の判断

- 甲と乙は、技術力の弱い B 社に「X」設備関連の公知技術を教えて装置を改善し、これを A 社に納品しようとしたと主張した。
- しかし、(i) 甲と乙は当該装置だけではなく、B 社の業務全般に深く関わった点、(ii) 甲と乙は定期的に B 社の会議に参加して偽名を使用し、(iii) 会議参加関連内容を A 社に報告もしなかった。
- これを照らし、甲と乙は不正の利益を取得する、又は A 社に損害を与える目的で犯行に加わったと認められる。
- したがって、甲と乙は A 社の営業秘密で産業技術資料が外国で使用されている、又は外国で使用されることを知りながら、不正の利益を取得する、又は A 社に損害を与える目的でこれを漏えいしたため、不正競争防止法第 18 条第 1 項第 1 号、産業技術保護法第 36 条第 2 項、第 14 条第 2 号によって加重処罰される。

■ 流出した者の責任

⇒甲と乙は、不正競争防止法及び産業技術保護法の違反でそれぞれ懲役 2 年

☑ CHECK POINT

- 原本ではないコピー、編集した資料を流出しても処罰される。
- 営業秘密や産業技術を海外に流出する場合、加重処罰される。

¹³ 大法院 2021 年 11 月 11 日付言渡し 2021 ド 10955 判決。

【類型2】 保護を受ける技術資料を持ち出さず当該技術情報だけ使用した場合

- 研究者が他の会社に転職しながら資料を持ち出さなかったとしても、研究者は前の会社に関する様々な情報を記憶している可能性が高い。
- その情報が業務上知り得た一般知識である場合、人格的性質の情報であるため原則として勤労者に帰属されるのが正しい。したがって、このような情報の使用は特に問題とならない。
- しかし、その情報が業務上知り得た特殊な知識である場合、すなわち業務上知り得た内容が一般知識ではなく会社が相当な時間と費用をかけて開発した専門的かつ特殊な知識である場合であれば、
 - その情報は、会社の営業秘密に該当して頭の中の記憶であっても、活用した場合には営業秘密の侵害として処罰を受けることがある。

＜事例 2－1＞ 前の会社に勤めながら知り得た情報を活用した場合¹⁴

■ 事件の概要

- A社は、電子部品及び装備物を開発及び製造する会社であって、甲はA社の代表理事として在職しながら装備物を製造する技術である「X」を開発し、関連製品の生産を総括し、その後退社した。
- 乙はA社の首席研究員として勤めながら技術「X」の開発と関連製品の生産業務を担当し、その後退社した。
- その後、甲と乙は半導体部品の生産、販売及び貿易業等を目的としたB社を立ち上げ、A社に在職中に知り得た「X」技術の情報を活用して製品を製作し販売した。

■ 裁判所の判断

- 「X」技術は具体的な数値と基準、工程情報及び技術的ノウハウ等が含まれているため、A社が相当な時間と費用及び努力をかけて開発した営業秘密に該当する。
- 甲と乙は別途資料を流出したのではないが、A社に勤めながら知り得た営業秘密を活用したのであれば、侵害に該当する。

■ 流出した者の責任

- ⇒甲と乙は、不正競争防止法の違反でそれぞれ懲役6月（執行猶予2年）
- ⇒甲と乙、B社はA社に2億1千万ウォンの損害賠償責任

☑ CHECK POINT

- 資料を流出したわけではなくても、勤務中に知り得た情報が一般知識でなければ、営業秘密に該当して流出又は活用した場合に処罰を受ける。

¹⁴ ソウル高等法院 2019年8月22日付言渡し 2019ナ 2008434 判決。

<事例 2 - 2> 営業秘密を知っている者が転職した場合¹⁵

■ 事件の概要

- 甲は、A社の共同代表理事として在職中に同種業界の企業であるB社の設立を計画して退社し、A社の「X」製品技術を開発した担当者の乙、丙、丁にB社への転職を提案した。
- 乙、丙、丁はB社に転職し、数日後B社はA社の製品と類似した製品を製造し始めた。
- これを認知したA社はB社を相手に模倣品生産禁止仮処分を申請した。

■ 裁判所の判断

- A社の「X」製品の技術は、相当な努力によって秘密として保持されてきた情報であって、営業秘密に該当する。
- 営業秘密の取得は、(i) 文書、写真、ファイル等有体物の占有を取得する形や、(ii) 有体物の占有を取得せず営業秘密そのものを直接認識して記憶する形や、(iii) 営業秘密を知っている者を雇用する形からでもなり得る。
- したがって、B社がA社の「X」製品の技術を開発した担当者である乙、丙、丁をスカウトしたのであれば、特別な事情がない限り、B社は営業秘密を取得したとみなさなければならない。¹⁶

☑ CHECK POINT

- 有形物を取得しなくても、他社の営業秘密を知り得た研究員が転職した場合、転職した会社は営業秘密を取得したといえるため、研究者は知り得た情報を活用しないように格別の注意を要する。

¹⁵ 大法院 1998 年 6 月 9 日付言渡し 98 ダ 1928 判決。

¹⁶ ただし、本判決では、営業秘密を取得した時点が不正競争法の関連法が施行される前であったため、仮処分申請は棄却した。

【類型3】保護を受ける技術を流出したが使用しなかった場合

- 研究者が在職中に適法に持ち出して保有していた資料であっても、退社する場合には通常、当該資料を返還又は廃棄する義務が発生する。

- それにもかかわらず、研究者が当該資料を返還又は廃棄しなかった場合、資料を活用したかどうかに関係なく、業務上背任罪に該当することがある。

＜事例3-1＞ 技術情報が記載されたファイルを任意に持ち出した場合 ¹⁷	
■ 事件の概要	<ul style="list-style-type: none">- 甲は、半導体ウェハー加工機械を製造する会社である A 社の開発部部长として勤め、セキュリティ誓約書に署名した。- 甲は、A 社を退社する際に設計図面等を含む技術資料「X」を許可なく持ち出した。
■ 裁判所の判断	<ul style="list-style-type: none">- 甲が持ち出した技術資料「X」は営業秘密には該当しないが¹⁸、A 社の努力によって得られた経済的価値を有した営業上の重要な資産に該当する。- そのため、ファイル「X」を活用したかどうかにかかわらず、甲が A 社を退社する際に任意に営業上の重要な資産である「X」を持ち出したのは、業務上背任に該当する。
■ 流出した者の責任	⇒甲は、不正競争防止法の違反で罰金 300 万ウォン
☑ CHECK POINT	<ul style="list-style-type: none">- 営業秘密ではない資料であっても、必ず持ち出しが可能なわけではない。- 持ち出した資料を使用しなくても、業務上背任罪として処罰を受けることがある。

¹⁷ 水原地方法院安山支院 2016 年 7 月 22 日付言渡し 2014 ゴ段 395 判決、水原地方法院 2017 年 12 月 1 日付言渡し 2016 ノ 5415 判決、大法院 2019 年 4 月 11 日付言渡し 2017 ド 21608 判決、水原地方法院 2019 年 8 月 14 日付言渡し 2019 ノ 1958 判決。

¹⁸ この判例では、営業秘密の要件である秘密管理性は認められないと判断した。

＜事例 3－2＞ 正当な手続きを経て技術資料を持ち出した後、退社する際に廃棄しなかった場合¹⁹

■ 事件の概要

- 甲は、A 社に責任研究員として勤めて営業秘密保持誓約をし、在宅勤務のため正当な手続きを経て A 社の営業秘密資料である「X」を持ち出して個人のコンピューターに格納した。
- その後、甲は A 社を退社して「本人は在職当時に業務に関する文書、図面、ファイル等を正当な権限なく外部に流出した事実はない」との誓約書を提出したが、資料「X」は廃棄せずずっと持っていた。
- その後、甲は B 社に入社して自分の業務用コンピューターに資料「X」を移して格納した。

■ 裁判所の判断

- 業務上背任罪は、他人の事務を処理する者がその任務に背く行為をして財産上の利益を取得又は第三者にこれを取得させて損害を加える場合に成立し、損害には現実的な損害だけではなく財産上の実害が発生するおそれがある場合も含む。
- そのため、甲は自宅勤務等業務上の必要に応じてファイルを持ち出したのであっても、退社する際には「X」を A 社に返還又は廃棄する義務があるにもかかわらず、これに違反した行為は業務上背任行為に該当する。²⁰

■ 流出した者の責任

⇒甲は、～で罰金～ウォン

☑ CHECK POINT

- 技術を流出して活用せず保有した場合であっても、第三者に流出又は活用する不正な目的があると判断され得る。
- 退社する際にはセキュリティ内容に従って前の会社の情報を全て廃棄した方が良い。

¹⁹ 大法院 2008 年 4 月 24 日付言渡し 2006 ド 9089 判決。

²⁰ 『刑法』第 356 条（業務上横領と背任）業務上の任務に違反して横領、背任の罪を犯した者は、10 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

＜事例 3－3＞ 個人メールで技術資料を持ち出して使用しなかった場合²¹

■ 事件の概要

- A 社は、産業通商資源部の告示によって「国家核心技術」と定められた「H」の製造技術を保有していた。
- 甲は、A 社で開発業務を担当していた研究者であって、「H」の主な技術資料を A 社の承認を得ずに「論文準備」というタイトルで圧縮し、自分の個人メールに送付した。
- 甲は、A 社を退社した後、類似業種の B 社に入社して B 社の研究所で勤めたが、「H」の主な技術資料は使用しなかった。

■ 裁判所の判断

- 甲が流出した「H」の主な技術資料を A 社以外に誰も使用しなかった。
- それにもかかわらず、適法な手続きを経ずに個人メールに「国家核心技術」を送付した行為は、産業技術流出に該当する。

■ 流出した者の責任

⇒甲は、産業技術保護法の違反で懲役 8 月（執行猶予 2 年）

☑ CHECK POINT

- 適法な手続きを経ずに保護される技術資料をメールに送付、クラウドに格納するなどの行為も技術流出行為である。
- 技術流出は第三者が当該技術を使用したかどうかと関係がない。

²¹ ソウル中央地方法院 2016 年 7 月 7 日付言渡し 2015 ゴ段 4851 判決、当該判決は控訴審で確定された（ソウル中央地方法院 2016 年 12 月 16 日付言渡し 2016 ノ 2680 判決）。

【類型4】ハッカー等利害関係のない外部の人に攻撃を受けた場合

- 上述した事例のように本人の行動で技術が流出される場合もあるが、他人によって技術を奪取される場合もある。
 - サイバー攻撃、²²メール、ウェブハード、メッセージングプログラム等を用いてハッキングプログラムを浸透させる方法等が代表的である。
 - このような場合、会社と個人に甚大な被害が発生するおそれがあるため、定期的にセキュリティプログラムをアップデートし、セキュリティ規程を守るなどの準備が必要である。

²² サイバー空間においてハッキング・コンピューターウイルス・論理爆弾・メール爆弾・サービス妨害等電子的手段を用いて公共又は民間の情報通信網の情報無欠性を害する行為をいう。

＜事例４－１＞ 競合他社がインターネットサーバーを通じてデータを破壊した場合²³

■ 事件の概要

- A社は、オンライン宿泊予約サービス業界のリーダーであって長年かけて宿泊情報を収集し、補完する作業を通じてデータを構築した。
- 同種の競合他社であるB社の研究者は、ハッキングプログラムを開発して利用し、A社のサーバーに保存されている提携宿泊先の情報を持続的に無断複製し、加工して使用した。それでA社は甚大な経済的被害を受けることになった。

■ 裁判所の判断

- A社の提携宿泊先の情報は、相当な投資や努力を払った成果に該当し、B社は当該情報を無断で使用するによりA社の経済的利益を侵害したため、不正競争行為に該当する。

■ 流出した者の責任

⇒B社は、不正競争法の違反で10億を損害賠償

☑ CHECK POINT

- 他人の技術や情報を奪取することは、明らかな犯罪行為である。
- 被害を防止するためにセキュリティ規程を守らなければならない。

²³ ソウル中央地方法院 2021年8月19日付言渡し2018ガ合508729判決。

＜事例 4－2＞ ハッカーがインターネットサーバーを通じてデータを破壊した場合²⁴

■ 事件の概要

- 中国人ハッカーの甲は、韓国のオンラインオープンマーケットである A 社のサーバーに 4 回にかけて侵入し、A 社の会員約 1,800 万名の個人情報（氏名、住民登録番号、住所、電話番号、ID、口座番号等）を流出した。

■ 事件の経過

- 当該事件によって A 社は個人情報が流出された会員に訴訟を起こされた。
- これに対応するために A 社は多くの時間と努力を費やした。

☑ CHECK POINT

- コンピューターセキュリティプログラムを設置し、定期的にアップデートを実施する必要がある。
- 主なデータにはパスワードを設定し、定期的にバックアップする必要がある。

²⁴ 大法院 2015 年 2 月 12 日付言渡し 2013 다후 43994、44003 判決。

<事例4-3> ランサムウェア攻撃によって産業技術が奪取及び流出された場合²⁵

■ 事件の概要

- ランサムウェア攻撃グループである甲は、日本の建設機械企業である A 社をハッキングして産業技術を奪取し、²⁶A 社の競合他社である B 社、C 社、D 社等にメールで A 社の産業技術を流出した。
- そのため、A 社は大きな被害を受けた。

☑ CHECK POINT

- 最近、ランサムウェア攻撃は、ハッキングした情報を流出すると強迫することから、競合他社に情報を流出させる形に変化している。
- ランサムウェア攻撃を受けないように、悪性ウイルス遮断プログラムを設置して運用し、アップデートを通じて随時確認する必要がある。
- 特にランサムウェアはメールを通じて配布されるので、タイトルや発信者が怪しい場合にはメール確認を控え、メールに添付されたファイルをダウンロードや実行しないように注意しなければならない。

²⁵ <https://m.boannews.com/html/detail.html?mtype=1&idx=97294>

²⁶ ランサムウェアとは、コンピューターのファイルを全部暗号化させてこれを解除する条件で被害者から金銭を脅し取る形で攻撃する悪性ウイルスの一種である。

【類型5】 契約関係等の利害関係にある外部の人によって技術を奪取された場合

- 共同研究等の過程においても技術を奪取される場合がある。
 - 多数の企業が共同研究等のために業務協約を締結し、技術情報を提供する場合があるが、特に権利化される前のアイデアや権利化そのものが難しいビジネスモデルは管理されず外部に技術情報が無分別に公開される場合もある。²⁷
 - また、協力会社の職員には出入りが許されることを利用して技術資料を流出する場合もある。
- このように流出された情報も機関に大きな被害を与えるため、第三者による技術流出リスクに対応する予防措置が要される。
 - (i) 企業間に製品を納品する過程において秘密保持協約及び誓約書を作成するか、又は
 - (ii) 共同 R&D 及びジョイントベンチャーを設立するなどの過程において共同技術開発約定及びジョイントベンチャー設立約定に秘密保持規定を含めるか、又は
 - (iii) 共同技術開発約定を通じて開発された結果物の所有権や使用权の紛争を防ぐためにこれに対する権利関係を明らかにするか、又は
 - (iv) 外部にサンプルを提供する前に特許を出願するか、又は共生協力法による技術任置制度を用いる方策等を検討及び施行できる。
- 上記の措置は、機関のレベルで対応した方が良いが、漏れがないように研究者も共に確認した方が良い。

²⁷ コンサルティング、投資誘致、事業入札等の過程でよく発生する。

＜事例 5－1＞ 下請企業の技術資料を合弁会社の協力企業に流出した場合²⁸

■ 事件の概要

- A社は、下請企業であるB社に、B社が保有していた第三者の企業であるN社の技術資料「X」を要求して取得した。
- その後A社は、A社が持ち分を保有して関連部品を製造する合弁会社であるC社に「X」を渡し、C社は納品関係にあった中国のD社に「X」を提供した。
- しかし、D社は「X」資料に基づいた関連部品の開発に失敗した。

■ 公正取引委員会の判断

- A社は「技術資料要求書面の事前交付義務違反」に該当する。

■ 流出した者の責任

- ⇒A社には、技術資料要求に係る義務の違反については是正命令と課徴金2千万ウォンを賦課
- ⇒A社には、技術資料流用行為について2億5千万ウォンの課徴金を賦課

☑ CHECK POINT

- 下請関係にある場合、下請法が追加で適用され得る。
- 下請契約上における目的物の他に下請企業が保有する権限のある技術資料に対する部分にまで下請法が適用され得る点に注意しなければならない。
- 下請企業の技術資料を求める際には、必ず事前に書面で要求しなければならず、このように要求して取得した資料は流用してはならない。

²⁸ <http://www.newsprime.co.kr/news/article/?no=565435>、これについてA社は裁判所に当該公正取引委員会の処分の取消訴訟を提起し、進行中である。

<事例5-2> 共同開発過程において取得した資料を流出した場合²⁹

■ 事件の概要

- 甲が運営するA社は、OLED蒸着及び合着装置等を開発して納品している。
- A社はB社と共同開発及び設備購入契約を締結し、A社は合着装置及び設備開発とB社は工程及び材料開発をそれぞれ担当し、製作された装置はB社に納品することにした。
- 甲は共同開発過程において工程図、試作品撮影写真、PPT資料、実験データ等B社の営業秘密が含まれた技術資料を保有することになり、今後この資料を使用して取引先を拡大しようと努力した。
- また、甲は顧客企業のC社がA社を訪問すると、B社の技術について概説し、メールで技術資料を送付した。

■ 裁判所の判断

- 甲は営業秘密の使用及び漏えいに故意はなかったと主張している。
- しかし、(i) A社はB社と共同開発契約書で定めた秘密保持約定をした点、(ii) 甲が取得した資料の下段に「Confidential」との表示がされており、客観的に資料が秘密として保持・管理されている事実が認識できた点等に照らしてみると、
- 甲は技術資料にB社の営業秘密が含まれていることが認識でき、B社と競争関係にある企業との円滑な関係を維持し、今後の取引可能性を図るためにB社の営業秘密を使用及び漏えいしたことに該当する。³⁰

☑ CHECK POINT

- 共同研究等のために技術資料を提供する場合には、その資料の内容を十分に検討して必ず必要な範囲でだけ提供し、提供した資料が営業秘密であるとの事実を告知して資料の提供を受ける当事者と秘密保持契約書を作成した方が良い。

²⁹ 水原地方法院 2017 年 12 月 7 日付言渡し 2016 ノ 9156。

³⁰ 本判決は、一審の判決であって、甲の不正競争防止法の違反を認め、懲役 5 月（執行猶予 1 年）を言い渡した。その後控訴審では甲が流出した資料の営業秘密性を否定して無罪を言い渡したが、もし甲が流出した資料が B 社の営業秘密に該当したのであれば、有罪と判断された可能性もある。

第3章 研究者が知っておくべき 主な法令



第3章 研究者が知っておくべき主な法令

☞ 保護を受ける技術と技術流出に対する処罰に関する法令について説明する。

◎前述のように技術流出に関する法令は、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（「不正競争防止法」）及び産業技術の流出防止及び保護に関する法律（「産業技術保護法」）が代表的である。

◎その他、中小企業技術保護支援に関する法律（「中小企業技術保護法」）、防衛産業技術保護法（「防衛技術保護法」）、大・中小企業共生協力促進に関する法律（「共生協力法」）、下請取引公正化に関する法律（「下請法」）等があり、それぞれの法令において保護対象、処罰等が相違なる。

◎これから代表的な法律を中心に研究者が知っておくべき主な内容について概説する。

第1節 法的に保護される技術の概念及び範囲

☞ 「不正競争防止法」において保護する「営業秘密」とは、①公然と知られていないこと（非公知性）、②独立した経済的価値を有すること（経済的有用性）、③秘密として管理されること（秘密管理性）を要件とする。³¹

³¹ 上記の要件のうち、秘密管理性の要件が実務上特に問題となる。従来の秘密管理性の要件は、「相当な努力によって秘密と保持されること」と規定されていたが、これについて大法院は「その情報が秘密として認識され得る表示をするか、又は告知をし、その情報にアクセスできる対象者やアクセス方法を制限するか、又はその情報にアクセスした者に秘密保持義務を負わせるなど、客観的にその情報が秘密として保持・管理されている事実が認識可能な状態であること」をいうと解釈した（大法院 2012 年 6 月 28 日付言渡し 2011 ㉔ 3657 判決）。今後の秘密管理性の要件は「合理的な努力によって秘密として保持されること」と緩和されたが、再び「秘密として管理されること」と改正されるなど、保護要件を段階的に緩和している方向で改正が行われた。

☞ 一方、「産業技術保護法」において保護する「産業技術」は非公知性、秘密管理性、経済的有用性の要件を求めない。

◎産業技術保護法で求めるいずれかの要件を備えた産業技術は、特別な事情がない限り、秘密保持義務の対象となる。³²

◎その産業技術について特許登録をして産業技術内容の一部が公開となったとしても、その産業技術が全部公開されたわけではない以上、秘密保持義務の対象から除外されない。³³

◎また、「産業技術保護法」は、通常の産業技術以外に「国家核心技術」を別途規定しており、国家核心技術を輸出する際に事前承認又は申告するようにすることで国家核心技術が違法で海外に流出されることを防止している。

◎産業技術は関連中央行政機関の長が個別に指定しているが、国家核心技術は産業通商資源部長官が統一して管理している。³⁴

☞ 「不正競争防止法」及び「産業技術保護法」が制裁している主な技術流出行為の類型は次の通りである。³⁵

³² 産業技術保護法第2条第1号各目のいずれかの要件を揃えれば良い。

³³ 大法院 2013 年 12 月 12 日付言渡し 2013 ド 12266 判決。

³⁴ 現在の国家核心技術は、半導体、ディスプレイ、電気電子、自動車・鉄道、鉄鋼、造船、原子力、情報通信、宇宙、生命工学、機械、ロボット等 12 分野 73 技術が指定されている（産業通商資源部告示第 2021-130 号廃止制定 2021 年 7 月 14 日）。

³⁵ 中小企業技術保護法、防衛技術方語法も不正取得行為、不正取得行為が介入された事情を認知した後に技術を取得・使用・公開する行為等を制裁する規定はある。一方、共生協力法と下請法は委託企業又は親事業者が技術資料の提供を求めるか、又は提供された技術資料を流用・公開する行為を禁止している。

<表 3>不正競争防止法及び産業技術保護法で定めている技術の保護範囲及び技術流出行為の類型

法令	不正競争防止法	産業技術保護法	
保護対象	営業秘密	産業技術	国家核心技術
概念	公然と知られておらず、また、独立した経済的価値を有するものであって、秘密として管理された生産方法、販売方法、その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報（第 2 条第 2 号）	製品又は用役の開発・生産・補給及び使用に必要な諸般方法又は技術上の情報のうち、行政機関の長が産業競争力の向上や流出の防止などを図るために、法律に従って、指定・告示・公告・認証した技術（第 2 条第 1 号）	国内外市場で占める技術的・経済的価値の高い、又は関連産業の成長潜在力が高くて海外に流出される場合に国の安全保障及び経済発展に大きな悪影響を及ぼすおそれのある技術であって、産業通商資源部長官が産業技術保護委員会の審議を経て指定した技術（第 2 条第 2 号、第 9 条）
流出行為の類型	不正の手段による取得、使用、公開行為（第 2 条第 3 号イ目）	不正の手段による取得、使用、公開行為（第 14 条第 1 号）	左に同じ
	秘密保持義務のある者による使用、公開行為（第 2 条第 3 号ニ目）	秘密保持義務のある者による使用、公開行為（第 14 条第 2 号、第 6 条の 3、第 8 号）	左に同じ
	不正行為が介入された事情を知るか、又は重大な過失により知らないでその営業秘密を取得、使用、公開する行為（第 2 条第 3 号ロ目、ヲ目）	不正行為が介入された事情を知るか、又は重大な過失により知らないでその産業技術を取得、使用、公開する行為（第 14 条第 3 号、第 4 号）	左に同じ
	事後的に不正行為が介入された事情を知ったにもかかわらず、その営業秘密を使用、公開する行為（第 2 条第 3 号ハ目、ヘ目）	産業技術を取得した後に不正行為が介入された事情を知るか、又は重大な過失により知らないでその産業技術を使用、公開する行為（第 14 条第 3 号、第 4 号）	
	—	—	適法な承認・申告なく国家核心技術を輸出又は海外買収合併等をする行為（第 14 条

			第5号、第6号、第6号の2) 産業通商資源部長官の命令を履行しない行為（第14条第7号）
--	--	--	---

☞ 「不正競争防止法」及び「産業技術保護法」は、いずれも流出行為において「不正手段」による取得を流出行為として規定している。

◎「不正手段」は、窃取・詐欺・強迫等刑法上の犯罪を構成する行為だけではなく、秘密保持義務の違反又はその違反の誘引等健全な取引秩序の維持又は公正な競争理念に照らして上に挙げられた行為に準ずる善良な風俗、その他社会秩序に反した一体行為や手段を意味する。³⁶

◎不正手段の例には、(i) 試作品や秘密触媒等営業秘密が化体された有体物を不正な方法により取得する、又は(ii) 営業秘密記憶媒体をハッキングするか、又は前記の場所に無断で侵入する、又は(iii) その媒体物に対するロック装置を解除した後に営業秘密の情報を複製又は暗記する行為等が該当される。

◎また、(iv) 盗聴や詐欺行為を通じて記憶所持者から情報を取得する行為や、³⁷ (v) 競争者の営業秘密を取り扱う従業員を雇用する方法で営業秘密を取得する場合も不正手段に該当される。³⁸

◎ただし、リバースエンジニアリングにより営業秘密を収集することは、一般的に適法な手段と判断する事例が多い。

☞ また、「不正競争防止法」及び「産業技術保護法」は、いずれも「秘密保持義務」のある者による使用や公開を流出行為としている。

◎「秘密保持義務」は、当事者が秘密保持約を締結した場合、特別な事情がなければ認められない。

◎ただし、秘密保持義務を広範囲に認めることは、従業員の職業選択の自由を侵害するおそれがあり、技術発展の阻害を引き起こすかもしれないので、明示的な秘密保持約定・競業禁止約を締結した場合であっても、その期間が合理的な範囲において制限される場合もあり、又は約定そのものが無効と判断される場合もある。³⁹

³⁶ 大法院 2011 年 7 月 14 日付言渡し 2009 ダ 12528 判決。

³⁷ 不正競争防止法（解説及び判例）、司法研修院、2010 年、90 頁

³⁸ 大法院 1998 年 6 月 9 日付言渡し 98 ダ 1928 判決。

³⁹ 大法院 1998 年 2 月 13 日付言渡し 97 ダ 24528 判決、仁川地方法院 2004 年 11 月 19 日付言渡し 2001 ガ合 2507 判決等。

◎一方、秘密保持約定を明示的に締結しなかった場合であっても、法律の規定や労働契約上の付随的義務、信義則等によって秘密保持義務が認められる場合もある。⁴⁰

☞ ただし、「産業技術保護法」上の国家核心技術は重要技術であるだけに、別途規制がある。

◎「産業技術保護法」は、国家核心技術について不正手段及び秘密保持義務違反による侵害行為の他、国家核心技術を輸出するか、又は海外買収合併において適法な承認・申告手続きをしなかった場合、

◎産業技術に対する保有又は使用権限が消滅されたにもかかわらず、産業技術に関する文書等の返還を拒否する場合、

◎産業技術が含まれた情報の提供を受けた者が情報の提供を受けた目的以外の用途でその情報を使用又は公開する場合等も侵害行為として規定している。⁴¹

☞ 一方、判例では営業秘密でなくても不特定多数の者に公開されておらず、使用者が相当な時間、努力及び費用をかけて作り上げた「営業上の重要な資産」に対しても保護するという一貫した立場をとっている。

⁴⁰ 裁判所は不正競争防止法第2条第3号二目において「契約関係等によって営業秘密を秘密として保持すべき義務」には、契約関係存続中はもちろん、終了後にも認められる場合があり、また必ずしも明示的な契約によって秘密保持義務を負うことに約定した場合だけでなく、人的信頼関係の特性等に照らして信義則上又は黙示的にそのような義務を負うことに約定したと判断すべき場合も含むと判見した（大法院1996年12月23日付言渡し96ダ16605判決）。

⁴¹ 産業技術保護法第14条第5号、第6号、第6号の2、第6号の3、第8号。

◎例えば、会社の職員が営業上の重要な資産を競合他社に流出し、又は自分の利益のために利用する目的から無断で持ち出したのであれば、その資料の持ち出し行為は業務上背任罪に該当する。

◎また、会社の職員が在職中に資料を適法に持ち出したとしても、退社する際にその営業秘密等を会社に返還又は廃棄する義務があるにもかかわらず、競合他社に流出するか、又は自分の利益のために利用する目的でこれを返還又は廃棄しなかったのであれば、このような行為も業務上背任罪に該当する。⁴²

☞ その他、中小企業技術保護法上における「中小企業技術」⁴³、防衛技術保護法上における「防衛産業技術」⁴⁴、共生協立法上における「技術資料」⁴⁵、下請法上における「技術資料」に該当する場合⁴⁶、それぞれの法制に基づいて保護される。

⁴² 大法院 2009 年 10 月 15 日付言渡し 2008 ド 9433 判決。

⁴³ 中小企業技術保護法上における「中小企業技術」は、「中小企業及び『中小企業技術革新促進法』第 2 条第 2 号により中小企業者が直接生産又は生産する予定の製品又は用役の開発・生産・補給及び使用に必要な独立した経済的価値を有する技術又は経営上の情報」を意味する（中小企業技術保護法第 2 条第 2 号）。中小企業の基準は中小企業基本法第 2 条において定めており、中小企業者とは、中小企業を経営する者を意味し、ここには創業を準備している者も含む（中小企業技術革新促進法第 2 条第 2 号）。

⁴⁴ 防衛技術保護法上における「防衛産業技術」は、防衛産業に関する国防科学技術のうち国の安全保障等のために保護されるべき技術であって、防衛事業庁長が第 7 条により指定して告示したものを意味する（防衛技術保護法第 2 条第 1 号）。防衛事業庁長は『防衛産業技術指定告示』において 8 分野 45 分類 123 技術を防衛産業技術として指定して告示している。

⁴⁵ 共生協立法上における「技術資料」は、物品等の製造方法、生産方法、その他に営業活動に流用して独立した経済的価値を有したものであって、大統領令で定めた資料（共生協立法第 2 条第 9 号）であって、共生協立法施行令は技術資料を（i）特許権、実用新案権、デザイン権、著作権等の知的財産権に関する情報、（ii）製造・生産方法と販売方法等その他営業活動に有用した技術上又は経営上の情報と規定している（共生協立法施行令第 1 条の 3）。

⁴⁶ 下請法上における「技術資料」は、秘密と管理している製造・修理・施工又は用役運営の方法に関する資料、その他営業活動に有用で独立した経済的価値を有するものであって大統領令で定める資料であり（第 2 条第 15 項）、下請法施行令は技術資料を（i）特許権、実用新案権、デザイン権、著作権等の知的財産権に関する情報、（ii）施工又は製品開発等のための研究資料、研究開発報告書等受給事業者の生産・営業活動に技術的に有用で独立した経済的価値のある情報と規定している（下請法施行令第 7 条第 8 項）。

第2節 技術流出の責任規定

☞ 法令別に保護対象が異なるため、技術流出行為によって発生した損害を補償し、被害者を救済できる方策もそれぞれの法令別に構成されている。

◎最も代表的な「不正競争防止法」と「産業技術保護法」の内容を見ると、次の通りである。

1. 民事上の責任

☞ 「不正競争防止法」と「産業技術保護法」は、技術流出行為による被害者の救済のために侵害行為に対する禁止・予防請求及び侵害品廃棄請求、損害賠償請求の根拠規定を置いている。

◎さらに、効果的な被害救済のため、懲罰的損害賠償制度を置き、裁判所が実際の損害の3倍内の範囲で損害賠償額が定められるようにしている。

☞ 一方、「不正競争防止法」は、侵害行為による損害額の立証責任を緩和するため、損害額の推定及び裁量による損害額認定に関する規定を置いており、効果的な被害救済のために信用回復請求も認めている。

技術流出行為による民事救済規定

法令	不正競争防止法	産業技術保護法	
保護対象	営業秘密	産業技術	国家核心技術
民事上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害行為禁止・予防請求（第10条第1項） ・侵害品廃棄請求（第10条第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害行為禁止・予防請求（第14条の2第1項） ・侵害品廃棄請求（第14条の2第2項） 	左に同じ
	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求（第11条） ・損害額の推定（第14条の2第1項乃至第4項） ・裁量による損害額の認定（第14条の2第5項） ・懲罰的損害賠償制度（第14条の2第6項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求（第22条の2第1項） ・懲罰的損害賠償制度（第22条の2第2項） 	左に同じ
	<ul style="list-style-type: none"> ・信用回復請求（第12条） 	—	—

2. 刑事上の責任

- ☞ また、「不正競争防止法」と「産業技術保護法」は、技術流出行為による民事上の措置以外に、流出した者に対する刑事責任を規定しており、特に営業秘密、産業技術に比べて国家核心技術に係る犯罪は加重処罰される。

技術流出行為による刑事責任規定

法令	不正競争防止法	産業技術保護法	
保護対象	営業秘密 ⁴⁷	産業技術	国家核心技術
主な 刑事処罰 対象行為	①不正な目的による営業秘密の取得・使用・漏えい行為、営業秘密の無断流出行為、削除・返還の要求を受けたにもかかわらず、継続して保有する行為(第18条第1項第1号イ目乃至ハ目)、②不正手段による取得行為(第18条第1項第2号)、③不正行為が介入した事実を知ったにもかかわらず取得・使用する行為(第18条第1項第3号) ⁴⁸	不正手段による産業技術の取得、使用、公開行為(第36条、第14条第1号) 秘密保持義務のある者による産業技術の使用、公開行為(第36条、第14条第2号) 不正行為が加入した事実を知ったか、又は重大な過失により知らないでその産業技術を取得、使用、公開する行為(第36条、第14条第3、4号) 産業技術を取得した後に不正行為が加入した事情を知ったか、又は重大な過失により知らないでその産業技術を使用、公開する行為(第36条、第14条第3、4号) ⁴⁹	左に同じ
	—	—	適法な承認を得ず国家核心技術を輸出する行為(第36条、第14条第5号)
加重処罰の要件	海外流出行為	海外流出行為	左に同じ
その他	未遂犯、予備・陰謀処罰 両罰規定	未遂犯、予備・陰謀処罰 両罰規定	左に同じ

⁴⁷ 流出された技術資料が営業秘密としての要件を全て満たしていない場合であっても、営業上の重要な資産と認められる場合、一定の侵害行為は刑法上における業務上背任罪に該当され得る。

⁴⁸ ①～③に該当する行為をした者は、10年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金に処する。ただし、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利益の10倍に該当する金額が5億ウォンを超えれば、その財産上の利益の2倍以上10倍以下の罰金に処する。また、営業秘密を外国で使用又は使用されることを知った上で行為をした者は、15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金に処する。ただし、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利益の10倍に該当する金額が15億ウォンを超えれば、その財産上の利益の2倍以上10倍以下の罰金等。

⁴⁹ いずれかに該当する行為をした者は、10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金に処する。また、国家核心技術を外国で使用又は使用されるようにすることを目的で第14条第1号から第3号までのいずれかに該当する行為をした者は、3年以上の有期懲役に処する。この場合、15億ウォン以下の罰金の併科等。

3. 行政上の責任

- ☞ 「産業技術保護法」は、政策的に産業技術及び国家核心技術を保護するための法律であって、産業技術流出及び侵害行為を防止し、必要な措置を講ずるために産業通商資源部長官等行政機関に一定の権限を与えている。
- ☞ 国から研究開発費の支援を受けて開発した国家核心技術を輸出するか、又はこれを保有した対象機関が海外買収合併する場合、予め産業通商資源部長官の承認を得なければならない⁵⁰、その他国家核心技術を輸出するか、又はこれを保有した対象機関が海外買収合併する場合、産業通商資源部長官に事前に申告しなければならない。⁵¹
- ☞ 産業通商資源部長官は、申告対象である国家核心技術の輸出又は海外買収合併が国の安全保障に深刻な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合には、関連中央行政機関の長と協議し、委員会の審議を経て中止・輸出禁止・原状回復等の措置を命令することができる。⁵²産業通商資源部長官の命令を履行しない行為は刑事処罰の対象となる。⁵³

⁵⁰ 『産業技術保護法』第11条第1項、第11条の2第1項

⁵¹ 『産業技術保護法』第11条第4項、第11条の2第5項

⁵² 『産業技術保護法』第11条第5項・第7項、第11条の2第7項・第9項

⁵³ 『産業技術保護法』第14条第7号、第36条第3項

- ☞ その他、中小企業技術保護法⁵⁴、防衛技術保護法⁵⁵、共生協力法、下請法等もそれぞれの制度の趣旨に従って行政機関に一定の権限を与えている。

⁵⁴ 『中小企業技術保護法』は、中小企業技術侵害を受けた中小企業及び中小企業者がその事実を中小ベンチャー企業部長官に申告できるようにし、中小ベンチャー企業部長官に資料提出の要求及び調査の権限を与えている。『共生協力法』も技術資料提供を要求する行為等不公正取引行為を改善するため、中小ベンチャー企業部長官に調査の権限、改善の要求及び是正措置の命令権限等を与えている。下請法も技術資料を提供する要求があった場合、その事実を公正取引委員会に申告できるようにし、公正取引委員会に調査の権限、是正措置命令の権限、課徴金賦課の権限等を与えている。

⁵⁵ 『防衛技術保護法』は、防衛事業庁長が防衛産業技術保護システムの構築・運営が不十分であると判断される場合、対象機関の長に改善を勧告するようにし、改善勧告を履行しない、又は不誠実に履行すると判断される場合、是正命令ができるようにしている。

第4章

良く聞くと技術流出防止

Q&A



第4章 よく聞く技術流出関連 Q&A

- ◎ 企業が保護する営業秘密に何があるかどうかどうすれば知ることができますか。
- ④ 通常、営業秘密に該当する文書は「対外秘」や「Confidential」表示をするか、又は電子ファイルの場合はパスワードを設定してアクセス権限のある職員だけにパスワードを共有するか、又は会社のサーバーに保存された電子ファイルへのアクセス権限を個別に付与して権限のある職員だけ閲覧できるようにしています。秘密を管理する方法がこれに限らず、第三者が客観的に秘密と認識できる程度に管理されている情報は全て営業秘密と判断した方が良いです。

研究者の立場からは、上記の事例を参考にして自分が取り扱う資料を会社が営業秘密として管理しているかどうかを判断し、もし不明確である場合には上級者又はセキュリティ部署に問い合わせることが望ましいです。

- ◎ 弊社は技術中心の製造業ではありませんが、それでも営業秘密は重要ですか。弊社で問題となり得る営業秘密は何ですか。
- ④ 営業秘密は企業が市場で競争優位に立つために秘密として管理している情報であって、技術上の情報と経営上の情報を含みます。したがって、技術情報だけではなく企業の経営上の情報であって公然と知られておらず、秘密として管理されている情報（事業提案書、原価分析情報、マーケティング計画、顧客リスト、新事業戦略等）もこれを通じて競争優位が獲得できるものであれば、営業秘密に該当し得ます。

したがって、技術中心の製造業ではなくても、会社の費用と時間を費やして生産した情報であって保護すべき利益の大きい情報は営業秘密として保護しなければならず、どのような情報が保護価値のある営業秘密に該当するかを注意深く観察しなければなりません。

㉑ 営業秘密、産業技術、国家核心技術はどう違いますか。

㉒ 不正競争防止法における「営業秘密」とは、①公然と知られていないこと（非公知性）、②独立した経済的価値を有すること（経済的有用性）、③秘密として管理されること（秘密管理性）の要件を満たした情報を意味します。

その反面、産業技術保護法において保護する「産業技術」は、上記のような営業秘密としての要件を求めず、国家核心技術及び先端技術等産業技術保護法第2条第1号各目のいずれかの要件を備えた技術は、特別な事情がない限り秘密保持義務の対象となります。

一方、産業技術保護法における「国家核心技術」は産業通商資源部長官が別途の告示で定めた技術であって、現在は半導体、ディスプレイ、電気電子、自動車・鉄道、鉄鋼、造船、原子力、情報通信、宇宙、生命工学、機械、ロボット等12分野において73技術が指定されています（産業通商資源部告示第2021-130号廃止制定2021年7月14日）。

㉓ 会社の従業員として在職中に重要な技術を開発したのは私ですが、退社後に私が直接使用し、又は他社に提供してはいけませんか。

㉔ 就業規則及び職務発明規程等社規に基づいて従業員が開発又は作成した情報・資料等は会社が所有するため、退社後（本人が開発した）に会社所有の技術等を会社の同意を得ずに直接使用する、又は他社に提供する場合、業務上背任、営業秘密侵害行為等で刑事責任及び民事上の損害賠償義務を負うことになります。

発明振興法は会社の従業員がその職務に関して業務上発明又は考案した技術、業務上創作したデザインに対して会社の権利を優先して認めます。同じく著作権法では、契約又は勤務規則等に他の規程がない場合、会社が業務上著作物の著作者になるように定めています。

すなわち、役職員が在職中に業務に係って直接的・間接的に生成又は取得した技術上の又は経営上の情報は会社の業務を行う過程で生成されたものであるため、会社がこれを活用、処分、その他管理する権利を有するのが妥当であるからです。

このような趣旨から、会社の就業規則及び職務発明規程等社規においても、会社の従業員が開発又は生成した情報又は資料は、会社が所有するものと定めています。

したがって、従業員が無断で資料を使用する、又は他社に提供する場合等勤務規程に違反した場合、それに伴う責任及び懲戒処分を受けることがあります。行為の程度に応じて従業員は業務上背任、営業秘密侵害罪等で刑事処罰を受けることがあり、刑事処罰とは別に会社に対して民事上の損害を賠償する責任を負うこととなります。

◎ 会社で取得した「一般知識、経験、技術等」を退社後に他社で使用することも営業秘密侵害行為になりますか？

Ⓐ 職場で取得した知識と技術等がその会社で秘密として管理されている営業秘密に該当されない限り、勤務中に一般的に取得可能な技術等を退社後に使用することは営業秘密侵害行為に該当しません。

これについて英米法上において確立された判例では、従業員が一般機能・知識・訓練・経験 (General skill, knowledge, training, and experience) を通じて得た情報は、たとえ雇用期間中に使用者の資源を投入したものであっても、使用者は自分の営業秘密であると主張できず、このように営業秘密と従業員の一般機能・知識・訓練・経験を区別する目的は、営業秘密の保護と従業員の移動間の関係を合理的に調整するためのものであると述べています。

◎ 営業秘密・産業技術・国家核心技術を侵害する場合、個人や会社はどのような処罰を受けますか。

Ⓐ まず、(i) 営業秘密を侵害した場合、その侵害行為をした個人は不正競争防止法第 18 条各項の規定によって最大 15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処せられます。また、(ii) 産業技術を侵害した場合、その侵害行為をした個人は産業技術保護法第 36 条第 2 項によって最大 15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処せられます。一方、(iii) 国家核心技術を侵害した場合、その侵害行為をした個人は産業技術保護法第 36 条第 1 項によって 3 年以上の有期懲役に処せられ、15 億ウォン以下の罰金が併科されます。

㉔ 上記の事例以外に営業秘密侵害による損害賠償の事例にはどのようなものがありますか。

㉕ 以下のような事例があります。

- (i) NC リネージュ 3 の開発チームに所属した職員 112 名のうち合計 48 名が集団退社して同業他社を立ち上げ、持ち出したプログラムファイルに基づいて同業他社のゲームを開発→被告会社の裁量損害額を連帯して 20 億ウォン賠償（ソウル中央地方法院 2008 ガ合 76346）
- (ii) 前の会社で理事として在職した者が前の会社がロシア政府に納品するボールバルブの原価情報を把握した後、前の会社を退社して同業他社を立ち上げ、その原価情報より低い金額でロシア政府に入札→被告会社の裁量損害額 8 億ウォンを賠償（ソウル中央地方法院 2009 ガ合 48898）
- (iii) LCD 基板ガラス製造企業で勤務した者が中国企業に就職して前の会社に在職している職員から LCD 基板ガラス製造技術関連資料を取得し、これを中国企業の LFD 基板ガラス製造に用いた事件→被告会社の裁量損害額 40 億ウォンを賠償（大田地方法院 2001 ガ合 7882）

㉖ 退社する際に営業秘密保護誓約書に署名しない場合、退社の後に営業秘密等を秘密として保持する義務はないのではないですか。

㉗ 会社と従業員間に明示的な秘密保持約定がなかったとしても、従業員は信義則上又は黙示的に退職して相当の期間は会社の重要な情報に対して秘密保持義務を負うと判断されます。

大法院は、不正競争防止法第 2 条第 3 号ニ目において「契約関係等によって営業秘密を秘密として保持すべき義務」とは、契約関係の存続中はもちろん終了後であっても、また、必ずしも明示的な契約によって秘密保持義務を負うと約定した場合だけではなく人的信頼関係の特性等に照らして信義則上又は黙示的にそのような義務を負うと約定したと見なければならぬ場合を含むと判示しました（大法院 1996 年 12 月 23 日付言渡し 96 ダ 16605 判決）。

㊤ 外部から入手した他社の情報は会社に報告しなければなりませんか。

㊶ 他社の情報を入手した場合、即時にそれを入手した経緯を所属部署の管理責任者に報告しなければなりません。また、入手した情報が営業秘密としての価値が疑わしい場合にも原則として報告しなければなりません。

なお、他社の情報を使用する、又は同僚に共有する場合には、他社から公式許諾を得ているか、又は他社と共同研究開発契約や秘密保持契約等が適切に提携されているかを確認してから使用しなければなりません。

もしこのような内容が不明な場合には、所属部署の上級者に問い合わせることが望ましいです。

㊤ 「不正手段による営業秘密取得行為」とは、具体的にどのような行為を意味しますか。

㊶ 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第3号イ目は不正手段による営業秘密取得方法として窃取、欺瞞、強迫、その他の不正手段を例として挙げています。

しかし、不正手段とはこのような行為に限定する必要はなく、独立して開発した取得、純粋なリバースエンジニアリング、営業秘密保持者の許可を得てからの取得等正当な手段によるものではない営業秘密の取得は全て「不正手段による営業秘密取得行為」に該当します。

㊤ リバースエンジニアリングによる情報取得行為は営業秘密侵害行為ですか。

㊶ 営業秘密保護制度は特許制度とは異なって独占排他的権利を付与しようとする制度ではなく、他人の研究開発成果を不正手段で奪取して利益を得ようとする行為を規制して健全な商取引秩序を確立することにその目的があります。

したがって、正当な経路を通じて市場で販売されている製品を購入して分解し、その生産過程を分析・研究する、いわゆるリバースエンジニアリングによって製品の製造方法等営業秘密を取得することは不正手段による営業秘密取得行為ではないため、侵害行為に該当しません。

しかし、純粋なリバースエンジニアリング以外の不正手段が介入し、又は営業秘密保持者が契約を通じてリバースエンジニアリング禁止義務を課している場合、リバースエンジニアリングに相当な時間と努力をかける場合には営業秘密侵害行為に該当することがあります。

第5章 技術流出防止自己診断 チェックリスト



第5章 技術流出防止自己診断チェックリスト

在職中における技術流出防止自己診断チェックリスト確認方法

次のチェック内容のいずれか「YES」に該当する技術は流出時に処罰を受ける可能性有り。

No	チェック内容
1	在職中に会社が保有している技術資料に対して「対外秘」又は「Confidential」という表記、パスワード設定、アクセス権限の個別付与等当該資料を取り扱う人が営業秘密と認識できるように管理していますか。
2	在職中に上記のような会社の営業秘密を在宅勤務等の目的で外部に持ち出す（メール、移動式記憶装置、クラウドサービス等を通じて）場合、上級者の承認を得ていますか。
3	在職中に上記のような営業秘密を取引先等第三者に提供する場合、上級者の承認を得て、場合によっては秘密保持契約を締結していますか。
4	在職中に取引先等他社の営業秘密を業務上取得した場合、その事実を上級者に報告していますか。

退社時における技術流出防止自己診断チェックリスト確認方法

次のチェック内容のいずれか「NO」に該当する場合、技術流出と判断。

No	チェック内容
1	退職時に個人の移動式記憶装置（USB、外付けハードディスク等）に保存・格納された会社の技術資料を全て返還・廃棄しましたか。
2	退職時に個人のクラウドサービス（Google Drive 等）に保存・格納された会社の技術資料を全て返還・廃棄しましたか。
3	退職時に個人メール（Gmail, Naver mail 等）に保存・格納された会社の技術資料を全て返還・廃棄しましたか。
4	退職時に個人のPC・ノートパソコンに保存・格納された会社の技術資料を全て返還・廃棄しましたか。
5	退職時に個人のスマートフォンに保存・格納された会社の技術資料を全て返還・廃棄しましたか。
6	退職時に家に保存・格納された会社の技術資料（特に出力文書）を全て返還・廃棄しましたか。

付録

技術流出関連法令



付録 1. 国家核心技術 (産業技術保護法第 9 条関連)

分野	技術名
半導体 (11)	DRAM で回路線幅が 30 ナノメートル以下クラス的设计・工程・素子技術及び 3 次元積層技術
	DRAM の積層組み立て技術および検査技術
	30 ナノメートル以下クラス又は積層 3D・NAND 型フラッシュメモリー的设计・工程・素子技術
	NAND 型フラッシュメモリーの積層組み立て技術及び検査技術
	30 ナノメートル以下のファウンドリーでの工程・素子技術及び 3 次元積層技術
	モバイル Application Processor SoC の设计・工程技术
	LTE/LTE_adv/5G Baseband Modem 设计技術
	大口徑 (300mm 以上) 半導体ウェハの製造のための単結晶の成長技術
	ピクセル 1 μm 以下イメージセンサー的设计・工程・素子技術
	システム半導体用の先端パッケージ (FO-WLP, FO-PLP, FO-PoP 等) の組み立て・検査技術
ディスプレイ・パネル駆動のための OLED 用 DDI (Display Driver IC) の设计技術	
ディスプレイ (2)	第 8 世代クラス (2200 x2500mm) 以上の TFT-LCD パネル的设计・工程・製造 (モジュールの組み立て技術を除く)・駆動技術
	AMOLED パネル的设计・工程・製造 (モジュールの組み立て技術を除く)・駆動技術
電気 電子 (4)	電気自動車用等、中大型の高エネルギー密度 (ラミネート型 265Wh/kg 以上又は角形の場合、ラミネート型の 90%) のリチウムイオン二次電池的设计・工程・製造及び工程技术
	リチウムイオン二次電池でニッケル (Ni) 含有量が 80% を超える両極素材的设计・製造及び工程技术
	500kV 以上の電力ケーブルシステム (接続材を含む) の设计・製造技術
	600mAh/g 以上の超高性能の電極又は固体電解質基盤のリチウムイオン二次電池的设计、工程、製造及び評価技術
自動車・ 鉄道 (9)	GDI (ガソリン・ダイレクト・インジェクション) 燃料噴射システムの设计及び製造技術
	ハイブリッド及び電動車 (xEV) システムの设计及び製造技術 (Control Unit, Battery Management System, Regenerative Braking System に限る)
	水素・電気自動車の燃料電池システム (水素の貯蔵・供給、スタック及び BOP) の设计及び工程・製造技術
	LPG 直噴式 (LPDi) 燃料噴射システムの设计及び製造技術
	「EURO6」以上の規制に対応したディーゼルエンジン燃料噴射装置、過給システム及び排気ガス後処理装置の设计及び製造技術 (DPF、SCR に限る)

分野	技術名
	<p>自動車エンジン・自動変速機の設計及び製造技術（ただし、量産後2年以内の技術に限る）</p> <p>複合素材を用いた一体成型の鉄道車両の車体設計及び製造技術</p> <p>速度350km/h以上の高速列車の動力システムの設計及び製造技術（AC誘導電動機・TDC制御診断・主電力変換装置の技術に限る）</p> <p>自動運転車の核心部品・システムの設計及び製造技術（カメラシステム、レーダーシステム、ライダーシステム及び精密位置探知システムに限る）</p>
鉄鋼 (9)	<p>FINEX流動炉の操業技術</p> <p>降伏強度600MPa級以上の鉄筋/形鋼の製造技術〔低炭素鋼（0.4%C以下）で電気炉方式によって製造されたものに限る〕</p> <p>高加工用マンガン（10%Mn以上）含有のTWIP鋼の製造技術</p> <p>合金元素の総量が4%以下のギガクラスの高強度鋼板の製造技術</p> <p>造船・発電所用の100トン以上クラス（単品ベース）の大型鋳鍛鋼製品の製造技術</p> <p>低ニッケル（3%Ni以下）高窒素（0.4%N以上）ステンレス鋼の製造技術</p> <p>人工知能基盤の超精密めっき（分解能0.1μm級）制御技術</p> <p>ディープラーニング等人工知能技術を活用した高炉の操業の自動制御技術</p> <p>引張強度600MPa以上の高強度鋼板製造のためのスマート水冷却技術（エンジニアリング、制御技術を含む）</p>
造船 (8)	<p>高付加価値船舶（超大型コンテナ船、低温液化タンク船、大型クルーズ船、氷海貨物船、ガス燃料推進船、電気推進船など）及び海洋システム（海洋構造物および海洋プラントなど）の設計技術</p> <p>液化ガス貯蔵用タンク、燃料タンクの設計及び製造技術</p> <p>3千トン以上の船舶・海洋構造物用ブロック搭載及び陸上での船舶・海洋構造物の建造技術</p> <p>5,000馬力以上のディーゼルエンジン、クランクシャフト、直径5m以上のプロペラの製造技術</p> <p>自動運航（経済運航、安全運航等）及び航海自動化、船舶用統合制御システム技術</p> <p>造船用ERP/PLMシステム及びCAD基盤の設計・生産支援プログラム</p> <p>船舶用核心機・資材の製造技術（BWMS製造技術、WHRS製造技術、SCR及びEGCS等大気汚染源の排出削減機・資材の製造技術）</p> <p>ガス燃料推進船舶用燃料供給装置、再液化及び再気化装置等の製造技術</p>
原子力 (5)	<p>原発の被動型補助給水系統技術</p> <p>原発の蒸気発生器の二次系の遠隔肉眼検査技術</p> <p>中性子鏡及び中性子導管の開発技術</p>

分野	技術名
	研究用原子炉 U-Mo 合金核燃料の製造技術
	新型軽水炉の原子炉出力制御システム技術
情報通信 (7)	LTE/LTE Advanced システムの設計技術
	基地局の小型化及び電力コストを最小化する PA 設計技術
	LTE/LTE Advanced/5G 計測機器の設計技術
	超高速のデータ送・受信が可能なギガ級の移動無線バックホール (Backhaul) 技術
	SDN (Software Defined Network) を具現化するための光通信核心技術
	通信装置への適用のための量子理論基盤のクエンタム (Quantum) リピーター技術
	5G システム (ビームフォーミング/MIMO および移動通信網) の設計技術
宇宙 (4)	高性能・極低温のターボポンプ技術
	極低温/高圧ダイヤフラム方式の開閉バルブ技術
	超高解像度 (高度 500km 基準 50cm 級) 光学衛星の高速起動の精密姿勢制御設計の技術
	口径 1m 以上の衛星搭載の電子光学カメラの組み立て・整列・検査技術
生命工学 (4)	抗体の大規模な発酵・精製技術 (1 万リットル級以上の動物細胞の培養/精製技術)
	ボツリヌス毒素製剤の生産技術 (ボツリヌス毒素を生産する菌株を含む)
	走査型プローブ顕微鏡の製造技術 (True non-contact mode 技術、Narrow Trench 測定技術、30nm 級以下の半導体素子の 3 次元分析技術、300mm 以上の大面積試料のナノ計測技術、SPM 融合技術)
	バイオマーカー固定化技術を応用した感染疾患用の多種の免疫分析システム技術 (3 種以上、敏感度及び特異度 95%以上の性能)
機械 (7)	多軸・複合加工のターニングセンターの設計及び製造技術
	高精密の 5 軸制御マシニングセンターの設計及び製造技術
	中・大型ショベルの信頼性設計及び製造技術
	オフロード (Off-road) 用 Tier 4F 排気規制対応のディーゼルエンジン及び後処理システムの設計技術
	トラクター用負荷感応型油圧式変速機の設計及び製造技術
	Low GWP 冷媒に対応した高効率ターボ圧縮機技術
	低振動、低騒音、動的安定感を備えた人間にやさしい昇降機システムの設計及び運営技術
ロボット (3)	腹腔鏡、内視鏡及び画像誘導手術ロボットシステムの設計技術及び製造技術
	作業領域を共有する高密度工程作業用ロボットの運営及び制御技術
	映像監視基盤ロボットの統合・統制技術

付録 2. 核心基幹技術 (基幹産業振興及び先端化に関する法律第 14 条関連)

分野	核心基幹技術名
鑄造 (49)	大型構造用非鉄鑄造技術 (溶湯注入量 1ton/回以上)
	超大型鑄鉄・鑄鋼技術 (厚さ 0.5 mm以上)
	二相ステンレス (Duplex) 鑄鋼鑄造技術
	ニアネットシェイプ (Near-net shape) 鑄造技術
	鑄造工程シミュレーション技術
	機能性非鉄金属連続鑄造技術 (Al, Cu, Ag, Si, Ti 等)
	薄肉耐熱部品鑄造技術 (厚さ 4 mm以下、耐熱温度 800℃以上)
	無チル (Chill-free) 組織超薄肉鑄造技術
	多機能複合素材鑄造技術
	複雑形状一体化鑄造技術
	超高純度大面積スパッタリングターゲット鑄造技術 (幅 1m 以上)
	軽量断熱素材鑄造技術
	半凝固鑄造技術
	無押湯・無湯道鑄造技術
	無機質粘結剤技術
	天然鑄物砂代替及び再使用技術
	微細組織制御技術
	高活性金属の鑄造技術
	異種材質接合一体型遠心鑄造技術
	熱処理可能ダイカスト技術
	超厚肉球状黒鉛鑄鉄鑄造技術 (厚さ 30 mm以上)
	スクラップ使用率向上鑄造技術 (使用率 50%以上)
	金属間化合物の精密鑄造技術
鑄鉄の金型鑄造技術	
高周波誘導式急速溶解鑄造技術	
高純度素材鑄造技術 (5N 級以上)	

分野	核心基幹技術名
	外部場印加鋳造技術
	有価金属回収鋳造技術
	低速及び高速充填ダイカスト技術
	軽量異種素材の一体型ブレーキディスクハイブリッド鋳造技術
	高強度・高延伸・高 Mg・アルミニウム合金中間材の連続鋳造及び後工程技術
	CFRP・軽量合金複合鋳造技術
	ガスタービン用超耐熱合金のタービンブレード・ベーン・セグメント精密鋳造技術
	熱拡張制御スチル・アルミニウムキャリパーハイブリッド鋳造技術
	ガソリンエンジン用一体型ターボチャージャータービンハウジング製造技術
	鋳物の品質高度化のための通電鋳造技術
	Nb3Sn 超伝導体 Sn-Ti 合金 rod 鋳造技術
	エキゾーストマニホールド一体型タービンハウジング及びシリンダーヘッドアルミニウム消失模型鋳造技術
	ハイブリッド車両誘導電動機回転子用銅ダイカスト技術
	溶接材料用 Be 無添加高含量 Mg Al-Mg 合金連続鋳造及び後工程技術
	超大型鋳造品非破壊 3D 映像基盤内部検査装置及び部品検査技術
	高強度耐熱鋳鉄薄肉鋳物製造技術
	生体材料用凍結鋳造技術
	チタン合金連続鋳造工程技術
	鋳鉄素材節減のための回収率高度化技術
	高温強度及び耐摩耗性向上ピストン用過共晶 Al-Si 素材鋳造技術
	船舶用大型鋳鉄鋳物の溶湯工程モニタリング技術
	高精密工作機械用低熱膨張鋳物及び高減衰複合素材鋳造技術
	軽量コネクティングロッド用 Ti 合金精密鋳造技術
金型 (47)	異種素材射出・プレス金型成形技術
	難成形素材用金型成形技術
	非鉄軽量化金属プレス金型成形技術 (Al, Mg, Cu 等)
	粉末射出金型成形技術
	ファインフォーミング (Fine forming) プレス金型成形技術

分野	核心基幹技術名
	複合金型工程制御技術
	インモールド (In-mold) 金型成形技術
	無塗装射出金型成形技術
	快速金型製造技術
	繊維強化複合素材用金型成形技術
	熱硬化性素材用金型成形技術
	高色感・高質感同時具現外装材金型成形技術
	大面積薄肉射出金型成形技術 (大きさ 40inch 以上、厚さ 3mm 以下)
	柔軟素材プレス金型成形技術
	工程一体化金型技術
	マイクロ・ナノパターン金型技術
	サーボプレス (Servo press) 金型技術
	バイオプラスチック用金型成形技術
	光学素材用金型成形技術
	放熱素材用射出金型成形技術
	多層フィルム用射出金型成形技術
	IT 融合金型技術
	サブマイクロ超精密金型技術
	医療部品用金型成形技術
	熱間プレス用金型成形技術
	多層ブロー成形金型技術
	高弾性材射出金型成形技術
	LSR (Liquid Silicone Rubber) 厚肉光学レンズの射出金型及び成形技術
	大面積透明プラスチックの射出金型及び成形技術
	電気電子一体型プラスチック部品製造のための微細構造インサート金型及び成形技術
	多層レイヤーファインブランキング金型技術
	RCC (Recyclable Carbon Composite) 適用ハイブリッド部品製造のための複合金型技術
	金属光構造色具現のための one-step 工程基盤金属対金属ナノインプリント金型及び成形技術
	ガラスの透明、薄肉及び高 FOV 特性を有する Holographic Wave guide パターン加工技術
	射出金型エジェクターピン切削加工自動化プロセス技術

分野	核心基幹技術名
	高アスペクト比微細構造プラスチック部品射出金型及び成形技術
	1. 5GPa 級自動車車体用部品製造のための高効率 HSHT (Hot Stamping-Hot Trimming) 複合金型システム
	金属 (表皮) - ポリマー (ボディ) 一体型インモールド (In-Mold) 金型及び成形技術
	複合成分検出のための診断検査用プラスチックカー通りッジ大量生産金型成形技術
	3次元曲面ガラス成形のための金型技術
	細胞培養のための生体模倣型多孔質マイクロ・ナノ基底膜 3次元パターン成形及び多層積層金型技術
	STACK MOLD 金型及び成形技術
	非整列型マイクロ構造体機械的加工技術
	自動運転用カメラモジュール内蔵ルーフィナー部品及び ADAS 電装一体化大面積 Base 部品射出金型及び成形技術
	アルミニウム大型構造物量産のためのプレス金型設計及び成形技術
	自動車軽量化のための FRP・アルミニウム成形及び接合技術
	3次元形状電子部品-プラスチック一体型 Interconnect Device 射出成形技術
塑性加工 (49)	軽量素材鍛造及び圧出技術 (Al, Mg, Ti 等)
	ロールフォーミング (Roll forming) 技術
	ニアネットシェイプ (Near-net shape) 成形技術
	大面積板材の形技術 (断面積 1 m ² 以上)
	微細部品成形技術 (μm級)
	鋼材の温間-冷間-熱間工程複合成形技術
	高強度板材熱間プレス技術 (GPa 級)
	圧力媒体応用成形技術
	高細長比多段成形技術
	組織制御鍛造技術
	軽量金属超塑性利用成形技術
	超微細・超精密プレスの成形技術
	耐熱合金ロール及びラジアル (Roll & Radial) 成形技術
	厚板材プレス鍛造複合成形技術 (厚さ 3 mm以上)
	特殊合金の微細管材・線材成形技術

分野	核心基幹技術名
	無熱処理高強度素材成形技術
	超高圧・等方圧成形技術
	超精密冷間多段式フォーマー成形技術
	潤滑剤低使用低摩擦成形技術
	異種接合板材のプレス成形技術
	超極薄板材高精度プレス成形技術（0.2 mm以下）
	大面積厚板材 3次元自由曲面成形技術（断面積 1 m ² 以上、厚さ 3 mm以上）
	異種材料同時圧出技術
	複合材一体化成形技術
	廃熱活用成形技術
	等温及び定速制御高精度圧出技術
	特殊成形技術（半熔融鍛造、金型レス板材成形、静水圧圧出等）
	傾斜機能具現成形技術
	大面積素材連続部分成形技術（幅 1 mm以上）
	1.8GPa 級超高張力鋼板熱間成形技術
	強度 YS500MPa 超高強度 AL 合金の熱間圧出成形技術
	コンプレッサースクロール圧縮機用 Al-Si-Mn 素材鍛造技術
	アルミニウム板材ロールフォーミング（roll forming）技術
	高強度・高耐食 DUPLEX ステンレス素材成形技術
	電気自動車モーターコア用 0.1~0.2t 超薄シリコン鋼板成形及び積層技術
	高力アルミニウムを利用した高強度航空用部品多段成形技術
	冷蔵庫コンプレッサー高強度ピストン精密鍛造技術
	軽量板材・管材車体部品の製造のための電磁成形技術
	自動車用モーターの性能向上のための非希土類系永久磁石成形技術
	電磁気ハイドロフォーミングを利用した燃料電池自動車用金属分離版製造技術
	船舶用大型部品の微細組織制御漸進型鍛造技術
	ロボット用精密減速機部品精密鍛造技術
	超高強度閉断面車体部品製造のためのロールブロー成形技術

分野	核心基幹技術名
	高感性インストルメントパネル製作用金属フィルム開発及びバッドタイプパネル成形技術
	電気自動車インバーター電力モデル SiC 冷却チャンネル成形技術
	電気自動車バッテリーモジュール用軽素材料複合形状成形技術
	航空機用重大型構造材 Ti 合金鍛造技術
	フレキシブル OLED 用 cover glass 成形技術
	生体用素材成形技術
溶接 (50)	厚板大入熱溶接材料・システム技術
	無予熱アーク溶接材料技術
	軽量合金溶接材料技術
	耐摩耗・耐腐食オーバーレイ溶接材料技術
	高強度鋼材溶接材料・システム技術 (GPa 級)
	極厚板ナロー ギャップ (Narrow-gap) 溶接技術
	エネルギー低減型溶接電源システム技術
	スパッタ低減 (Spatter-free) 波型制御溶接システム技術
	遠隔制御溶接システム技術
	プラント核心資機材溶接技術
	知能型欠陥制御抵抗スポット溶接システム技術
	超軽量溶接安全保護資機材技術
	低温特性優秀・高靱性溶接材料
	溶接品質評価・制御システム技術
	エコフレンドリー原料節減型ロウ付け (Brazing) 材料・システム技術
	電装用高温はんだ製造技術
	中低温接合用鉛フリーはんだ素材技術
	3D 接着用アンダーフィル素材・工程技術
	超微細ピッチ用はんだペースト及びはんだボール製造技術
	ビアホール (Via hole) 関連 3D 積層接合技術
マイクロバンプ製造技術	
フレキシブル&ストウレチャブル (Flexible & Stretchable) モジュール対応接合技術	

分野	核心基幹技術名
	低価型ボンディングワイヤ (Bonding wire) 素材・工程技術
	超微細ピッチ対応 SMT 工程技術
	電磁接合破損解釈及び寿命予測技術
	SMT・検査装備技術
	SMT 用原副資材製造技術
	マルチソースハイブリッド (Multi-source hybrid) 接合工程技術
	高放熱電磁パッケージ接合技術
	ナノ接合材料製造・工程技術
	Fitting パイプのスマートクラディング溶接工程システム
	超微細部品対応鉛フリーはんだ接合材料及び工程技術
	高速・精密レーザー溶接装備及び工程技術
	ウェアラブルモジュール用フレキシブル基板低熱変形接合技術
	大型部品のための線形摩擦溶接 (Linear Friction Welding) 技術
	未来型軽量車体部品適用アルミニウム及び GPa 級鋼材のスタッド溶接工程技術
	高張力・超低温・衝撃靱性保証用鋼材の溶接技術
	低費用・高耐久性・低欠陥真空接合技術
	高強度・高耐食アルミニウム合金の溶接素材及び工程技術
	電気自動車電装モジュール用高放熱接合技術
	AI 基盤スマート溶接装備・部品管理システム
	半導体パッケージ用 Warpage 低減接合技術
	超音波技術を利用したリアルタイム溶接品質検査技術
	車体部品用 CFRP-難溶接性金属板材異種接合技術
	エコフレンドリー自動車用ワイヤーハーネス軽量化及び高効率化のための高信頼部品接合技術
	IoT 基盤溶接統合管理システム
	マイクロ LED 用バンプ形成及び対配列同時実装技術
	自動車及び造船シャフト部品用円筒形 CFRP-金属異種接合技術
	超微細接続ピッチインターコネクションのための実装接合技術
	海洋プラントのメンテナンスのための乾式水中溶接技術

分野	核心基幹技術名
表面 処理 (51)	4 大重金属未使用めっき技術 (Hg, Pb, Cd, Cr6+)
	機械部品低摩擦表面処理技術
	有機・無機ハイブリッド湿式表面処理技術
	乾式ハイブリッド工程表面処理技術
	不溶性電極耐久性向上技術
	微細構造体めっき技術
	フレキシブル基板製造用湿式めっき技術
	合金電鍍技術
	システム半導体薄膜形成技術 (nm 級)
	金属リサイクルめっき技術
	内蔵・外付け部品耐久性向上表面処理技術
	光電変換部品信頼性向上表面処理技術
	親水性・疎水性表面制御技術
	エンジニアリングプラスチック素材湿式めっき技術
	印刷工程適用メッキ技術
	軽量素材耐食性向上表面処理技術 (Mg, Al)
	微細形状具現電鍍技術 (μm 級)
	無窒素アノダイジング (Anodizing) 工程技術
	難めっき素材電気めっき技術
	金型表面改質めっき技術
	複雑形状常圧プラズマ洗浄技術
	ナノ粒子分散複合めっき技術
	太陽電池用拡散層及び電極形成技術
	LED 対応高反射・高放熱表面処理技術
	クロム (Cr) 代替湿式表面処理技術
	電気化学反応電極めっき技術
透明基板電極形状表面処理技術	
電子部品はんだ付け (Soldering) 向上表面処理技術	

分野	核心基幹技術名
	廃水未放流工程技術
	有害性有機物低減工程技術
	直接加熱・冷却めっき工程技術
	非平面ナノスケール構造 ALD (Atomic Layer Deposition) 技術
	オムニフォビック表面処理技術
	めっき技術基盤高感性・高硬度金属カラーリング表面処理技術
	めっき廃液（工程の副産物・工程廃水）を活用した再資源化工程技術
	超高速電気めっき溶液・工程技術
	ウェアラブル基板高密着力伝導性フィルム形成技術
	配管設備部品の高耐食 Zinc Flake 複合コーティング技術
	亜鉛ニッケル合金めっき槽の中のシアン-ニッケル錯化合物生成抑制電極及び選択的シアン除去工程技術
	高性能生体信号測定センサー用表面処理技術
	フレキシブル基板用直接パターンめっき技術
	機能性塗料基盤表面処理技術
	3D マイクロ部品製造用電鍍技術
	高アスペクト比形状体内部コーティング傾斜スパッタリング装置
	電磁波遮蔽及びグラウンディング部品表面処理工程技術
	軽量金属の耐腐食陽極酸化表面処理技術
	高周波対応次世代 PCB 表面処理工程技術開発
	半導体超微細配線用超高純度（5N 級）硫酸銅製造技術
	光学機器用機能性透明素材・金属素材表面構造制御及び表面処理技術
	ペースト印刷工法による Cu 配線形成技術
Au-Sn めっき溶液及び工程技術	
熱処理 (40)	超高速冷却 (Intensive quenching) 技術
	高潤滑複合熱処理技術 (摩擦係数 0.1 以下)
	耐熱・伝導性・高耐食性多機能 DLC コーティング技術
	人工関節素材潤滑コーティング技術
	微細部品の精密コーティング技術 (10 μm以下)

分野	核心基幹技術名
	雰囲気自動制御ガス窒化・ガス浸炭技術
	連続式真空浸炭技術
	底変形冷却技術 (20 μm以下)
	低温浸炭窒化技術 (700℃以下)
	水中高周波熱処理技術
	二種周波数倣い焼入 (Dual phase contour hardening) 技術
	位相制御窒化技術
	低圧窒化技術 (200-300torr)
	光輝球状化熱処理技術
	ダイクエンチ (Die quenching) 技術
	超大型部品熱処理技術 (直径 3m以上)
	高速粒子活用表面改質技術 (200 m/s)
	ローリング硬化 (Rolling hardening) 技術
	低変形高靱性金型熱処理技術 (20 J/cm ²)
	極低温処理技術 (-190℃以下)
	高エネルギー部分熱処理技術
	傾斜機能型表面層制御技術
	耐摩耗コーティング技術 (2,000Hv 級)
	セラミックス-金属複合型コーティング技術
	無機系親水性・疎水性コーティング技術
	高密度プラズマ技術
	ナノ複合相 (Nano phase) 熱処理技術
	変形シミュレーション技術
	プラズマ浸炭技術
	知能型浸炭熱処理最適ソリューション技術
	エネルギー低消費型マルチチャンバー真空炉技術
	熱処理低費用化ジグ技術
	大型航空機用ランディングギア素材部品低脱炭熱処理技術

分野	核心基幹技術名
	工作機械主軸低変形浸炭・窒化技術
	温間・熱間金型熱処理及びコーティング技術
	液化天然ガス圧縮ポンプ部品低摩擦コーティング技術
	熱処理素材部品高性能化超高速マイクロショットピーニング技術
	自動車軽量化のためのアルミニウム合金素材エンジン部品表面硬化技術
	自動車用重工部品オーステンパー熱処理技術
	400°C/sec 以上の高速冷却焼入れ硬化技術
射出・ プレス (8)	プレス・射出複合成形技術
	エネルギー低減圧出プレスシステム技術
	射出成形-カラーコーティング複合インモールド塗色成形技術
	一般樹脂-発泡樹脂二重射出のための工程均一性自動制御技術
	複合材均一圧力プレス成形技術
	環境条件自己適応人工知能射出成形技術
	連続繊維熱焼結性複合材インサート圧出ブロー成形技術
	軽量繊維強化複合材プレス成形技術
精密加工 (8)	高精密低騒音ベアリング加工技術
	超硬合金切削工具製造技術
	長さ 10m 以上級超大型部品精密加工技術
	超耐久性光学レンズ精密加工技術
	高精密減速機加工技術
	5 軸マシニングセンター基盤超精密加工技術
	微差 burr 除去レーザー加工技術
	超精密・難削材加工技術
積層造形 (8)	積層造形活用鋳型制作技術
	3D プリンティング再生・修理積層造形技術
	積層造形用高品質金属及びセラミックス粉末製造技術
	人工知能基盤の金属ワイヤー積層造形技術
	1 μm 以下高精密パターン積層造形技術

分野	核心基幹技術名
	超精密切削工具部品用積層造形技術
	金属積層造形のための表面後処理工程技術
	高耐熱性複合素材適用積層造形技術
産業用 フィルム 及び 紙類の工程 (8)	高耐久性バッテリーポーチフィルム生産技術
	半導体パッケージ基板用層間絶縁フィルム (Build Up Film) 技術
	屋外ディスプレイ用赤外線カットフィルム (IR Cut Film)
	耐熱性及び伸縮性の確保されたフィルムヒーター製造工程技術
	ナノ素材含浸機能性フィルム製造工程技術
	フッ素系高分子・銅フィルム製造工程技術
	引張特性強化生分解性樹脂フィルム圧出成形技術
バイオマス基盤産業用製紙技術	
ロボット (4)	ロボットシステム活用大型部品用高品位鋳造工程技術
	ロボットシステム活用鋳造後処理工程技術
	ロボットシステム活用後加工工程技術
	ロボットシステム活用製品巡回検査技術
センサー (3)	切削工程データの獲得のためのセンサー及び IoT 技術
	ロールフォーミング工程データの獲得のためのセンサー及び IoT 技術
	スマート金型工程データの獲得のためのセンサー及び IoT 技術
産業知能型 SW (4)	人工知能基盤金型寿命及び成形品質の予測技術
	人工知能基盤半導体製品性能連携蒸着工程予測制御技術
	Intelligent CAM/IoT 基盤切削加工知能化技術
	精密加工と OMM 測定工程を統合する知能型システム技術
エンジニア リング設計 (4)	高強度軽量素材部品のプレス成形工程シミュレーションモデリング技術
	高強度軽量素材部品の熱間鍛造知能化シミュレーション技術
	冷却チャンネル一体型射出金型製造シミュレーション技術
	多段プレス知能化工程シミュレーション技術

付録 3. 技術流出関連法令

1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（所管部処：特許庁）

内容	法の条文
保護対象 ：営業秘密	<p>第1条（目的）この法は、国内に広く知らされた他人の商標・商号等を不正に使用するなどの不正競争行為と他人の営業秘密を侵害する行為を防止し、健全な取引秩序を維持することを目的とする。</p> <p>第2条（定義）この法で使用する用語の定義は、次の通りである。</p> <p>2. 「営業秘密」とは、公然と知られておらず独立された経済的価値を有するものとして、秘密に管理された生産方法・販売方法その他営業活動に有用な技術上又は経営上の情報をいう。</p>
侵害とみなす行為	<p>第2条（定義）この法で使用する用語の意味は、次の通りである。</p> <p>3. 「営業秘密の侵害行為」とは、次の各目のいずれか一つに該当する行為をいう。</p> <p>イ、竊取・詐欺・強迫その他不正の手段で営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）、若しくはその取得した営業秘密を使用し、又は公開（秘密を維持しながら特定人に知らせることを含む。以下同じ）する行為</p> <p>ロ、営業秘密に対して不正取得行為が介在した事実を知り、又は重大な過失であることを知らずにその営業秘密を取得する行為、若しくはその取得した営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>ハ、営業秘密を取得した後にその営業秘密に対し不正取得行為が介在した事実を知り、又は重大な過失であることを知らずにその営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>ニ、契約関係等により営業秘密を秘密として維持すべき義務のある者が、不正の利益を得、又はその営業秘密の保有者に損害を与える目的でその営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>ホ、営業秘密がニ目により公開された事実、若しくはそのような公開行為が介在した事実を知り、又は重大な過失であることを知らずにその営業秘密を取得する行為、若しくはその取得した営業秘密を使用し、又は公開する行為</p> <p>ヘ、営業秘密を取得した後、その営業秘密がニ目により公開された事実、若しくはそ</p>

	<p>のような公開行為が介在した事実を知り、又は重大な過失であることを知らずにその営業秘密を使用し、又は公開する行為</p>
<p>民事責任</p>	<p>第 10 条（営業秘密の侵害行為に対する差止請求権等）①営業秘密の保有者は、営業秘密の侵害行為を行ったり行おうとする者に対して、その行為により営業上の利益が侵害されたり侵害されるおそれがある場合には、法院にその行為の禁止又は予防を請求することができる。</p> <p>②営業秘密の保有者が第 1 項による請求をする時には、侵害行為を造成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害行為の禁止または予防のために必要な措置を共に請求することができる。</p> <p>第 11 条（営業秘密の侵害に対する損害賠償責任）故意又は過失による営業秘密の侵害行為で営業秘密保有者の営業上の利益を侵害して損害を与えた者は、その損害を賠償すべき責任を負う。</p> <p>第 12 条（営業秘密保有者の信用回復）法院は、故意又は過失による営業秘密の侵害行為で営業秘密保有者の営業上の信用を失墜させた者には、営業秘密保有者の請求により第 11 条による損害賠償に代えるか損害賠償と共に営業上の信用を回復するのに必要な措置を命じることができる。</p> <p>第 14 条の 2（損害額の推定等）①不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項や第 2 項に違反した行為又は営業秘密侵害行為で営業上の利益を侵害された者が第 5 条又は第 11 条による損害賠償を請求する場合、営業上の利益を侵害した者が、その不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項や第 2 項に違反した行為又は営業秘密侵害行為（以下、この項において「不正競争行為等侵害行為」という。）をするようにした物を譲渡したときには、次の各号に該当する金額の合計額を損害額とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その物の譲渡数量（営業上の利益を侵害された者が、その不正競争行為等侵害行為外の事由で販売することができなかつた事情がある場合には、その不正競争行為等侵害行為外の事由で販売することができなかつた数量を引いた数量。）のうち営業上の利益を侵害された者が、生産できた物の数量で実際販売した物の数量を引いた数量を超えない数量に、営業上の利益を侵害された者が、その不正競争行為等の侵害行為がなかつたならば販売することができた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額 2. その物の譲渡数量のうち、営業上の利益を侵害された者が、生産できた物の数量で実際販売した物の数量を引いた数量を超える数量又はその不正競争行為等侵害行為外の事由で販売することができなかつた数量がある場合、これらの数量については、営業上の利益を侵害された者が、不正競争行為等侵害行為がなかつたならば合理的に受ける

ことができる金額

②不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反した行為又は営業秘密侵害行為で営業上の利益を侵害された者が、第5条又は第11条による損害賠償を請求する場合、営業上の利益を侵害した者が、その侵害行為により利益を受けたものがあるならば、その利益額を営業上の利益を侵害された者の損害額と推定する。

③不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反した行為又は営業秘密侵害行為で営業上の利益を侵害された者は、第5条又は第11条による損害賠償を請求する場合、不正競争行為または第3条の2第1項や第2項に違反した行為の対象になった商品等に使用された商標等の標識の使用又は営業秘密侵害行為の対象となった営業秘密の使用に対して、通常受けることのできる金額に相当する金額を自己の損害額として損害賠償を請求することができる。

④不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反した行為又は営業秘密侵害行為による損害額が、第3項による金額を超過するならば、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなければ、法院は、損害賠償金額を算定するにおいて、これを考慮することができる。

⑤法院は、不正競争行為、第3条の2第1項や第2項に違反した行為又は営業秘密侵害行為に関する訴訟で、損害が発生したことは認められるが、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが該事実の性質上、極めて困難な場合には、第1項から第4項までの規定にかかわらず、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づき相当の損害額を認めることができる。

⑥法院は、第2条第1号又目の行為及び営業秘密侵害行為が故意的なものとして認められる場合には、第5条又は第11条にかかわらず第1項から第5項までの規定により、損害と認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑦第6項による賠償額を判断するときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。〈新設 2019年1月8日〉

1. 侵害行為をした者の優越的地位のほど
2. 故意又は損害発生のお慮を認識した程度
3. 侵害行為により営業秘密保有者が受けた被害規模
4. 侵害行為により侵害した者が得た経済的利益

	<p>5. 侵害行為の期間・回数等</p> <p>6. 侵害行為による罰金</p> <p>7. 侵害行為をした者の財産状態</p> <p>8. 侵害行為をした者の被害救済の努力の程度</p>
<p>刑事責任</p>	<p>第 18 条（罰則）①営業秘密を外国で使用するか、又は外国で使用されるものであることを知りながらも次の各号のいずれかに該当する行為をした者は 15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処する。ただし、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利益額の 10 倍に該当する金額が 15 億ウォンを超過すると、その財産上の利益額の 2 倍以上 10 倍以下の罰金に処する。＜改正 2019 年 1 月 8 日＞</p> <p>1. 不正の利益を得る、又は営業秘密保有者に損害を与える目的とした次の各号のいずれかに該当する行為</p> <p style="padding-left: 40px;">イ、営業秘密を取得・使用し、又は第三者に漏洩する行為</p> <p style="padding-left: 40px;">ロ、営業秘密を指定された場所以外に無断で流出する行為</p> <p style="padding-left: 40px;">ハ、営業秘密保有者から営業秘密を削除するか返還することの要求を受けても、これを継続保有する行為</p> <p>2. 窃取・詐欺・強迫、その他の不正の手段で営業秘密を取得する行為</p> <p>3. 第 1 号又は第 2 号に該当する行為が介在した事実を知りながらも、その営業秘密を取得し、又は使用（第 13 条第 1 項により許容された範囲での使用は除く）する行為</p> <p>②第 1 項各号のいずれかに該当する行為をした者は 10 年以下の懲役又は 5 億ウォン以下の罰金に処する。ただし、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利益額の 10 倍に該当する金額が 5 億ウォンを超過すると、その財産上の利益額の 2 倍以上 10 倍以下の罰金に処する。</p> <p>第 18 条の 2（未遂）第 18 条第 1 項及び第 2 項の未遂犯は、処罰する。</p> <p>第 18 条の 3（予備・陰謀）①第 18 条第 1 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀を企てた者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>②第 18 条第 2 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀を企てた者は 2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>第 19 条（両罰規定）法人の代表者や法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 18 条第 1 項から第 4 項までのいずれか一つに該当</p>

	<p>する違反行為を行ったならば、その行為者を罰する外にその法人又は個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りでない。</p>
<p>行政責任</p>	<p>第8条（違反行為の是正勧告等）①特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第2条第1号（チ目とワ目は除く。）の不正競争行為や第3条、第3条の2第1項又は第2項に違反した行為があると認められたならば、その違反行為をした者に30日以内の期間を定めて違反行為の中止、標識等の除去や修正、今後の再発防止、その他に是正に必要な勧告をすることができる。</p> <p>②特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、違反行為をした者が第1項による是正勧告を履行しないときには違反行為の内容及び是正勧告の事実等を公表することができる。</p> <p>③第2項による公表の方法及び方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>第20条（過料）①次の各号のいずれかに該当する者には2千万ウォン以下の過料を賦課する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第7条第1項の規定による関係公務員の調査や回収を拒否・妨害又は忌避した者 2. 第9条の4第5項に違反して是正命令を履行しなかつた者 <p>②第1項による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。</p>
<p>制度的支援</p>	<p>第9条の2（営業秘密原本証明）①営業秘密保有者は営業秘密が含まれている電子文書の原本であるかの証明を受け取るために第9条の3の規定による営業秘密原本証明機関にその電子文書から抽出された固有の識別値（以下「電子指紋」という。）を登録することができる。</p> <p>②第9条の3による営業秘密原本証明機関は第1項により登録された電子指紋と営業秘密保有者が保管している電子文書から抽出された電子指紋が同一の場合には、その電子文書が電子指紋として登録された原本であることを証明する証明書（以下「原本証明書」という。）を発行することができる。</p> <p>③第2項により、原本証明書の発給を受けた者は、第1項の規定による電子指紋の登録同時に該当電子文書の記載内容通り、情報を保有したものと推定する。</p> <p>第14条の3（資料の提出）法院は、不正競争行為、第3条の2第1項か第2項に違反した行為又は営業秘密侵害行為による営業上の利益の侵害に関する訴訟にて、当事者の申請により、相手方当事者に対して該当侵害行為による損害の額を算定するのに必要な資料</p>

の提出を命じることができる。ただし、その資料の所持者が資料の提出を拒絶する正当な理由がある場合には、この限りでない。〈改正 2011 年 6 月 30 日〉

第 14 条の 4 (秘密保持命令) ①法院は、不正競争行為、第 3 条の 2 第 1 項か第 2 項に違反した行為又は営業秘密侵害行為による営業上利益の侵害に関する訴訟で、その当事者が保有した営業秘密に対して次の各号の事由をすべて疎明した場合には、その当事者の申請によって決定で他の当事者（法人の場合にはその代表者）、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟によって営業秘密を知るようになった者に、その営業秘密を該当訴訟の継続的な遂行以外の目的に使用するか、その営業秘密に関連したこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請時点までに他の当事者（法人の場合にはその代表者）、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟によって営業秘密を知るようになった者が、第 1 号に規定された準備書面の閲覧や証拠の調査以外の方法でその営業秘密を既に取得している場合には、この限りでない。

1. 既に提出したか提出すべき準備書面又は既に調査したか調査すべき証拠に営業秘密が含まれているということ

2. 第 1 号の営業秘密が該当訴訟遂行以外の目的に使用されるか公開されれば、当事者の営業に支障を与えるおそれがあるため、これを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるということ

②第 1 項による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申請は、次の各号の事項を書いた書面でなければならない。

1. 秘密保持命令を受ける者

2. 秘密保持命令の対象になる営業秘密を特定するに十分な事実

3. 第 1 項各号の事由に該当する事実

③法院は、秘密保持命令が決定された場合には、その決定書を、秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

④秘密保持命令は、第 3 項の決定書が秘密保持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。

⑤秘密保持命令の申請を棄却又は却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 産業技術流出防止及び保護に関する法律（所管部処：産業通商資源部）

内容	法の条文
<p>保護対象 ：産業技術</p>	<p>第1条（目的） この法は、産業技術の不正な流出を防止し、産業技術を保護することにより国内産業の競争力の強化を図り、もって国家の安全保障と国民経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条（定義） この法で使用する用語の定義は、次の通りである。</p> <p>1. 「産業技術」とは、製品又は用役の開発・生産・普及及び使用に必要な諸般の方法あるいは技術上の情報の中で行政機関の長（該当業務が委任又は委託された場合には、その委任又は委託された機関や法人・団体の長をいう。）が産業競争力の向上や流出防止等のためにこの法律又はその他の法律やこの法律又はその他の法律で委任した命令（大統領令・総理令・副令に限る。以下この条において同じ。）に従い指定・告示・公告・認証する次の各目のいずれかに該当する技術をいう。</p> <p>イ、第9条により告示された国家核心技術 ロ、「産業発展法」第5条により告示された先端技術の範囲に属する技術 ハ、「産業技術革新促進法」第15条の2により認証された新技術 ニ、「電力技術管理法」第6条2により指定・告示された新たな電力技術 ホ、「環境技術及び環境産業支援法」第7条により認定された新技術 へ、「建設技術振興法」第14条により指定・告示された新たな建設技術 ト、「保健医療技術振興法」第8条により認定された保健新技術 チ、「根幹産業振興と先端化に関する法律」第14条により指定された核心根幹技術 リ、その他の法律又は該当法律で委任した命令に基づき、指定・告示・公告・認証する技術の中で産業通商資源部長官が官報に告示する技術</p> <p>2. 「国家核心技術」とは、国内外市場において占める技術的・経済的価値が高い技術、又は関連産業の成長潜在力が高く、海外へ流出される場合に国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響をきたすおそれのある技術であって、第9条の規定により指定された産業技術をいう。</p>
<p>侵害とみなされる行為</p>	<p>第14条（産業技術の流出及び侵害行為の禁止） 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。</p> <p>1. 窃取・詐欺・強迫、その他の不正の方法で対象機関の産業技術を取得する行為又はその取得した産業技術を使用又は公開（秘密を保持しながら特定人に知らせることを含む。以下同じ。）する行為</p> <p>2. 第34条の規定又は対象機関との契約等により、産業技術に対する秘密保持の義務が</p>

	<p>ある者が不正の利益を得るか、又はその対象機関に損害を加える目的で流出又はその流出した産業技術を使用又は公開するか、又は第三者に使用させた行為。</p> <p>3. 第1号又は第2号の規定に該当する行為が介在した事実を知らながらその産業技術を取得・使用及び公開したか、又はその産業技術を取得した後で、その産業技術に対して第1号又は第2号の規定に該当する行為が介在した事実を知らながらその産業技術を使用又は公開する行為</p> <p>4. 第1号又は第2号の規定に該当する行為が介在した事実を重大な過失と知らず、その産業技術を取得・使用及び公開したか産業技術を取得した後で、その産業技術に対して第1号又は第2号の規定に該当する行為が介在した事実を重大な過失と知らず、その産業技術を使用又は公開する行為</p> <p>5. 第11条第1項の規定による承認を得ていないか、又は不正な方法で承認を得て国家核心技術の輸出を推進する行為</p> <p>6. 国家核心技術を外国で使用したか、又は使用する目的で、第11条の2第1項による承認を得ていないか、又は虚偽やその他不正な方法で承認を得て海外買収・合併等を行う行為</p> <p>6の2. 国家核心技術を外国で使用したか、又は使用する目的で、第11条の2第5項及び第6項による申告をしていないか、又は虚偽やその他不正な方法で申告をして海外買収・合併等を行う行為</p> <p>6の3. 第34条又は対象機関との契約等により、産業技術に対する秘密保持義務がある者が、産業技術に対する保有又は使用権限が消滅されたことにより、対象機関より産業技術に関する文書、図画、電子記録等の特殊媒体記録の返還や産業技術の削除を要求されたにも関わらず、不正の利益を得たか、又はその対象機関に損害を加える目的でこれを拒否又は忌避又はその写本を保有する行為</p> <p>7. 第11条第5項・第7項及び第11条の2第7項・第9項による産業通商資源部長官の命令を履行しない行為</p> <p>8. 産業技術関連の訴訟等、大統領令で定める適法な経路を通じて産業技術が含まれた情報の提供を受けた者が、情報の提供を受けた目的以外の用途でその情報を使用又は公開する行為</p>
民事責任	<p>第14条の2(産業技術侵害行為に対する禁止請求権等) ①対象機関は産業技術侵害行為をしたか、又はしようとする者に対し、その行為により営業上の利益が侵害されたか、又は侵害されるおそれがある場合には、法院にその行為の禁止又は予防を請求することが</p>

	<p>できる。</p> <p>②対象機関が第1項による請求をするときには、侵害行為を造成した物の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害行為の禁止又は予防のために必要な措置を併せて請求することができる。</p> <p>③第1項により産業技術の侵害行為の禁止又は予防を請求できる権利は、産業技術侵害行為が続く場合に対象機関がその侵害行為により営業上の利益が侵害されたか、又は侵害されるおそれがあるという事実及び侵害行為者を知った日から3年間の間に行使しなければ時効により消滅する。その侵害行為が始まった日から10年を経過しても同様である。</p> <p>第22条の2（産業技術の流出及び侵害行為に対する損害賠償責任）①第14条による産業技術の流出及び侵害行為（以下、この条において「産業技術侵害行為」という。）を通じて対象機関に損害を加えた者は、その損害を賠償する責任を負う。</p> <p>②法院は、産業技術侵害行為が故意的であると認められる場合には、次の各号の事項を考慮し損害として認められる金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業技術侵害行為をした者の優越的地位の有無 2. 故意又は損害発生のおそれを認識した程度 3. 産業技術侵害行為により対象機関が受けた被害規模 4. 産業技術侵害行為を行った者が該当侵害行為により取得した経済的利益 5. 産業技術侵害行為の期間・回数等 6. 産業技術侵害行為による罰金 7. 産業技術侵害行為をした者の財産状態 8. 産業技術侵害行為をした者の被害救済努力の程度
刑事責任	<p>第36条（罰則）①国家核心技术を外国で使用したか、又は使用する目的で第14条第1号から第3号までのいずれかに該当する行為をした者は、3年以上の有期懲役に処する。この場合、15億ウォン以下の罰金を併科する。</p> <p>②産業技術を外国で使用したか、又は使用する目的で第14条各号（第4号を除く）のいずれかに該当する行為をした者（第1項に該当する行為をした者は除く。）は、15年以</p>

	<p>下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>③第 14 条各号（第 4 号・第 6 号・第 6 号の 2 及び第 8 号は除く。）のいずれかに該当する行為をした者は、10 年以下の懲役又は 10 億ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>④第 14 条第 4 号及び第 8 号のいずれかに該当する行為をした者は、3 年以下の懲役又は 3 億ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>⑤第 1 項から第 4 項までの罪を犯した者の、その犯罪行為により得た財産は没収する。ただし、その全部又は一部を没収することができないときには、その価額を推徴する。</p> <p>⑥第 34 条の規定を違反して秘密を漏洩したか、又は盗用した者は、5 年以下の懲役若しくは 10 年以下の資格停止又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>⑦第 1 項及び第 3 項の未遂犯は処罰する。</p> <p>⑧第 2 項から第 4 項までの規定による懲役刑と罰金刑は、これを併科することができる。</p> <p>第 37 条（予備・陰謀）①第 36 条第 1 項又は第 2 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀を企てた者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>②第 36 条第 3 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀を企てた者は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>第 38 条（両罰規定）法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人、その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 36 条第 1 項から第 4 項までのいずれかに該当する犯罪行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りではない。</p>
行政責任	<p>第 39 条（過料）①次の各号のいずれかに該当する者は、1 千万ウォン以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 10 条第 3 項に違反して国家核心技術の保護措置を拒否・妨害又は忌避した者 2. 第 15 条の第 1 項の規定による産業技術侵害申告を行わなかった者 3. 第 17 条第 2 項の規定に違反して関連資料を提出しないか、又は虚偽で提出した者 <p>②第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、産業通商資源部長官が賦課・徴収する。</p>

<p>制度的支援</p>	<p>第 22 条の 3 (資料の提出) 法院は産業技術の流出及び侵害に関する訴訟において、当事者の申請に基づき相手方当事者に該当侵害の証明又は侵害により損害額の算定に必要な資料提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、この限りではない。</p> <p>第 22 条の 4 (秘密保持命令) ①法院は産業技術の流出及び侵害に関する訴訟において、その当事者が保有した産業技術に対し、次の各号の事由を全て疎明した場合には、その当事者の申請により、決定による他の当事者（法人である場合はその代表者をいう。）、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟により産業技術を知った者に、その産業技術を該当訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用するか、又はその産業技術に関連するこの項による命令を受けた者以外の者に、公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請時点まで他の当事者（法人である場合はその代表者をいう。）、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟により産業技術を知った者が、第 1 号で規定された準備書面の閲覧や証拠調査以外の方法でその産業技術を既に取得した場合は、この限りではない。</p> <p>1. 既に提出したか、又は提出すべき準備書面又は既に調査したか、若しくは調査すべき証拠に産業技術が含まれていること</p> <p>2. 第 1 号の産業技術が該当訴訟の遂行以外の目的で使用されたか又は公開されたら当事者の経営に支障を来すおそれがあるため、これを防止するために産業技術の使用又は公開を制限する必要があること</p> <p>②第 1 項による命令（以下、「秘密保持命令」という。）の申請は、次の各号の事項に掲げる書面で行わなければならない。</p> <p>1. 秘密保持命令を受けた者</p> <p>2. 秘密保持命令の対象になる産業技術を特定するに十分な事実</p> <p>3. 第 1 項各号の事由に該当する事実</p> <p>③法院は秘密保持命令が決定された場合、その決定書の秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。</p> <p>④秘密保持命令は、第 3 項の決定書が秘密保持命令を受けた者に送達されたときから効力が発生する。</p> <p>⑤秘密保持命令は、申請を棄却、又は却下した裁判に対して即時抗告をすることができ</p>
--------------	--

	<p>る。</p> <p>第 23 条（産業技術紛争調停委員会）①産業技術の流出に対する紛争を迅速に調停するために、産業通商資源部長官所属の傘下に産業技術紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）を置く。</p>
--	---

3 中小企業技術保護法（所管部処：中小ベンチャー企業部）

内容	法の条文
<p>保護対象</p> <p>：中小企業技術</p>	<p>第 2 条（定義）この法で使用する用語の定義は、次の通りである。</p> <p>2. 「中小企業技術」とは、中小企業及び『中小企業技術革新促進法』第 2 条第 2 号に基づく中小企業者（以下「中小企業者」という。）が直接生産又は生産する予定の製品若しくは用役の開発・生産・普及及び使用に必要な独立した経済的価値を有する技術又は経営上の情報をいう。</p>
<p>侵害とみなされる行為</p>	<p>第 2 条（定義）この法で使用する用語の定義は、次の通りである。</p> <p>3. 「中小企業技術侵害行為」とは、次の各目のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>イ、公然と知られておらず秘密として管理される中小企業技術（以下「侵害対象中小企業技術」という。）を不正に取得・使用又は公開（秘密を保持しつつ特定の者に知らせることを含む。以下、同じ。）する行為</p> <p>ロ、イ目に該当する行為が介在した事実を知りながら侵害対象の中小企業技術を取得・使用又は公開する行為</p> <p>ハ、イ目に該当する行為が介在した事実を重大な過失により知らないで侵害対象の中小企業技術を取得・使用又は公開する行為</p>
<p>行政責任</p>	<p>第 8 条の 2（中小企業技術侵害行為の申告又は調査）①中小企業技術侵害行為にあった中小企業及び中小企業者（以下「中小企業者等」という。）は、その事実を中小ベンチャー企業部長官に申告して必要な措置を要請することができる。</p> <p>②第 1 項に基づく申告をしようとする中小企業者等は被害事実が確認できる証憑書類を添付して書面で中小ベンチャー企業部長官に提出しなければならない。</p> <p>③第 1 項に基づく申告を受けた中小ベンチャー企業部長官は、紛争解決のために必要と判断される場合、第 23 条による中小企業技術紛争調停・仲裁委員会の調停・仲裁を勧告することができる。</p> <p>④中小ベンチャー企業部長官は、第 1 項に基づく申告を受けた場合、中小企業技術侵害</p>

	<p>行為の事実を調査するために関係機関又は事業者等に資料の提出を要求するか、又は所属公務員にその事務所・事業場、その他必要な場所に入出入りして帳簿・書類、施設及びその他の物を調査させることができる。</p> <p>⑤第4項に基づいて調査を行う公務員は、その権限を表す証票を持ち歩き、それを関係者に提示しなければならない。</p> <p>第8条の3（中小企業技術侵害行為に関する勧告及び公表）①中小ベンチャー企業部長官は、第8条の2による調査の結果、被申請人の中小企業技術侵害行為があったと判断される相当な根拠が存在し、既に被害が発生したか、又はこれを放置した場合に回復できない被害が発生するおそれがあると認められる場合には、30日以内の期間を定めてその行為の中止、今後の再発防止、その他必要な事項を是正するように勧告することができる。</p> <p>②中小ベンチャー企業部長官は、第8条の2第1項に基づいて申告した中小企業者等が第23条による中小企業技術紛争調停・仲裁委員会の調停・仲裁を申請した場合には、当該調停・仲裁の手続が終了するまで第1項による勧告をしないことができる。</p> <p>③中小ベンチャー企業部長官は、被申請人が第1項による勧告に従わない場合には、その勧告対象や内容等を公表することができる。</p> <p>④第1項から第3項までによる勧告及び公表の手続・方法等に必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>第35条（過料）①第8条の2第4項による資料を提出しないか、又は虚偽の資料を提出した者若しくは関連公務員の調査を拒否・妨害又は忌避した者には、1千万ウォン以下の過料を科することができる。</p> <p>②第1項による過料は、大統領令で定めるところにより中小ベンチャー企業部長官が賦課・徴収する。</p>
制度的支援	<p>第8条の2（中小企業技術侵害行為の申告及び調査）①中小企業技術侵害行為にあった中小企業及び中小企業者（以下「中小企業者等」という。）は、その事実を中小ベンチャー企業部長官に申告して必要な措置を要請することができる。</p> <p>②第1項に基づく申告をしようとする中小企業者等は被害事実が確認できる証憑書類を添付して書面で中小ベンチャー企業部長官に提出しなければならない。</p> <p>③第1項に基づく申告を受けた中小ベンチャー企業部長官は、紛争解決のために必要と判断される場合、第23条による中小企業技術紛争調停・仲裁委員会の調停・仲裁を勧</p>

告することができる。

④中小ベンチャー企業部長官は、第1項に基づく申告を受けた場合、中小企業技術侵害行為の事実を調査するために関係機関又は事業者等に資料の提出を要求するか、又は所属公務員にその事務所・事業場、その他必要な場所に入入りして帳簿・書類、施設及びその他の物を調査させることができる。

⑤第4項に基づいて調査を行う公務員は、その権限を表す証票を持ち歩き、それを関係者に提示しなければならない。

第8条の4（意見聴取及び協力要請）①中小ベンチャー企業部長官は、第8条の3第1項による勧告をするために必要と認められれば、大統領令で定めるところにより当事者・利害関係人又は参考人の意見を聞くことができる。

②中小ベンチャー企業部長官は、第8条の3第1項による勧告をするために必要と認められれば、関連行政機関の長の意見を聞くか、又は関連行政機関の長に調査の支援やその他必要な協力を要請することができる。

第9条（技術資料任置制度の活用支援）①中小ベンチャー企業部長官は、中小企業が「大・中小企業共生協力促進に関する法律」第24条の2による技術資料任置制度を、電算情報処理装置を通じて便利に利用し、その利用記録を精密に管理するために必要な措置を講じなければならない。

②中小ベンチャー企業部長官は、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第2条第3号による技術の事業化を促進するために第1項による技術資料任置物を担保にする支援事業を推進することができ、その事業の運営に必要な経費の全て又は一部を支援することができる。

③中小ベンチャー企業部長官は、第2項による支援事業を推進するため、必要な場合は「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第10条による技術取引機関又は同法第35条による技術評価機関と有機的な協力体系を構築しなければならない。

④その他、中小企業に対する技術資料任置制度の活用支援に必要な事項は大統領令で定める。

第18条（技術保護管制サービスの提供）①中小ベンチャー企業部長官は、中小企業が保有した技術の流出防止及び「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号による情報通信網を通じた外部からの侵入等の予防のため、中小企業を対象にした技術保護管制サービスを提供することができる。

	<p>②中小ベンチャー企業部長官は、技術保護管制サービスを運営する時には、「個人情報保護法」等関連法律に違反しない範囲で個人情報を処理しなければならない。</p> <p>③中小ベンチャー企業部長官は、第1項の技術保護管制サービスを関係機関又は団体に委託することができ、その事業の運営に必要な経費の全て又は一部を支援することができる。</p> <p>④その他、技術保護管制サービスの提供に必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>第19条（セキュリティシステムの構築の支援）①中小ベンチャー企業部長官は、中小企業のセキュリティ環境に対する精密診断を通じて中小企業に適合したセキュリティシステムの設計と構築を支援することができる。</p> <p>②中小ベンチャー企業部長官は、第1項の業務を関係機関又は団体に委託することができ、その事業の運営に必要な経費の全て又は一部を支援することができる。</p> <p>③その他、セキュリティシステムの構築支援に必要な事項は大統領令で定める。</p>
--	--

4 防衛技術保護法（所管部処：国防部）

内容	法の条文
保護対象 ：防衛産業技術	<p>第1条（目的）この法は、防衛産業技術を体系的に保護して関係機関を支援することにより国の安全を保障し、防衛産業技術の保護に関する国際条約等の義務を果たして国の信頼度を向上させることを目的とする。</p> <p>第2条（定義）この法で使用する用語の定義は、次の通りである。</p> <p>1. 「防衛産業技術」とは、防衛産業に関する国防科学技術のうち、国家安全保障等のために保護されなければならない技術であって防衛事業庁長が第7条によって指定し、告示したものをいう。</p>
侵害とみなされる行為	<p>第10条（防衛産業技術の流出及び侵害禁止）何人も、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはいけない。</p> <p>1. 対象機関の防衛産業技術を不正に取得、使用又は公開（秘密を保持しつつ特定の者に知らせることを含む。以下、同じ。）する行為</p> <p>2. 第1号に該当する行為が介在した事実を知りながら防衛産業技術を取得・使用又は公開する行為</p>

	<p>3. 第 1 号に該当する行為が介在した事実を重大な過失により知らないで防衛産業技術を取得・使用又は公開する行為</p>
刑事責任	<p>第 21 条（罰則）①防衛産業技術を外国で使用又は使用させる目的で第 10 条第 1 号及び第 2 号に該当する行為をした者は、20 年以下の懲役又は 20 億ウォン以下の罰金に処する。 <改正 2017 年 11 月 28 日></p> <p>②第 10 条第 1 号及び第 2 号に該当する行為をした者は、10 年以下の懲役又は 10 億ウォン以下の罰金に処する。<改正 2017 年 11 月 28 日></p> <p>③第 10 条第 3 号に該当する行為をした者は、5 年以下の懲役又は 5 億ウォン以下の罰金に処する。<改正 2017 年 11 月 28 日></p> <p>④第 19 条に違反して秘密を漏洩・盗用した者は、7 年以下の懲役又は 10 年以下の資格停止又は 7 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>⑤第 1 項から第 3 項までの罪を犯した者がその犯罪行為によって得られた財産は没収する。ただし、その財産の全て又は一部が没収できない場合には、その価額を追徴する。</p> <p>⑥第 1 項及び第 2 項の未遂犯は処罰する。</p> <p>⑦第 1 項から第 3 項までの懲役刑と罰金刑は併科することができる。</p> <p>第 22 条（予備・陰謀）①第 21 条第 1 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀を企てた者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>②第 21 条第 2 項の罪を犯す目的で予備又は陰謀を企てた者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>第 23 条（両罰規定）法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人、その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 21 条第 1 項から第 3 項までのいずれかに該当する犯罪行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りではない。</p>
行政責任	<p>第 24 条（過料）①次の各号のいずれかに該当する者には、3 千万ウォン以下の過料を科する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 11 条第 1 項による防衛産業技術流出及び侵害申告をしなかった者 2. 第 13 条第 3 項による是正命令を履行しなかった者 3. 第 13 条第 4 項による防衛産業技術保護体系の運営に関する各種措置を忌避・拒否又

	<p>は妨害した者</p> <p>4. 第 18 条による関連資料を提出しなかったか、又は虚偽のものを提出した対象機関（行政機関は除く。）の長</p> <p>②第 1 項による過料の賦課・徴収、裁判及び執行等の手続に関する事項は「秩序違反行為規制法」に従う。</p>
制度的支援	<p>第 9 条（防衛産業技術の輸出及び国内移転時の保護）①対象機関の長は防衛産業技術の輸出（第 3 国間の仲介を含む。以下、同じ。）及び国内移転時第 10 条による流出及び侵害が発生しないように防衛産業技術の保護に必要な対策を策定しなければならない。</p> <p>②防衛産業技術の輸出時の手続及び規制については、「防衛産業法」第 57 条及び「対外貿易法」第 19 条に従い、国内移転については、「国防科学技術革新促進法」第 13 条第 3 項に従う。〈改正 2020 年 3 月 31 日〉</p> <p>③防衛事業庁長は、第 1 項及び第 2 項による輸出及び国内移転過程において防衛産業技術を保護するために大統領令で定めるところにより必要な措置を講ずることができる。</p> <p>第 11 条（防衛産業技術の流出及び侵害申告等）①対象機関の長は、第 10 条各号のいずれかに該当する行為が発生するおそれがあるか、又は発生したときには、直ちに防衛事業庁長又は情報捜査機関の長にその事実を申告しなければならない。防衛産業技術の流出及び侵害を防止するために必要な調査及び措置を要請することができる。</p> <p>②防衛事業庁長又は情報捜査機関の長は、第 1 項による要請を受けた場合又は第 10 条による禁止行為を認知した場合には、防衛産業技術の流出及び侵害を防止するために必要は調査及び措置を講じなければならない。ただし、「国軍組織法」第 2 条第 3 項によって設置された情報捜査機関の長は、流出及び侵害された防衛産業技術が「軍事機密保護法」による軍事機密に該当する場合に限って調査及び措置を講ずることができる。</p>

5 大・中小企業共生法（所管部処：中小ベンチャー企業部）

内容	法の条文
保護対象	第 1 条（目的）この法は、大企業と中小企業間の共生協力関係を固め、大企業と中小企業の競争力を高めて大企業と中小企業の両極化を解消し、共に成長することを達成することによって持続的な国民経済の成長のための基盤を作ることを目的とする。
侵害とみなされる行為	第 21 条の 2（秘密保持契約の締結）①受託企業が委託企業に技術資料（秘密と管理される技術資料に限る。以下、この項において同じ。）を提供する場合、受託企業と委託企業は次の各号の事項を含む技術資料の保持維持に係る契約（以下、「秘密保持契約」という。）

を書面で締結しなければならない。

1. 当該技術資料を提供する目的及び範囲

2. 秘密保持義務の内容

3. 契約違反による損害賠償に関する事項

4. その他当該技術資料の秘密保持のために必要な事項として大統領令で定める事項

②中小ベンチャー企業部長官は、公正な受託・委託取引の秩序を確立するために秘密保持契約に関する標準契約書を作成し、受託企業と委託企業にこれを活用するように勧告することができる。

第 24 条の 4（秘密保持義務）第 24 条の 2 による技術資料を管理する業務に従事する者及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を他人に漏洩してはいけない。

第 25 条（遵守事項）①委託企業は受託企業に物品等の製造を委託するとき、次の各号の行為をしてはいけない。

12. 正当な理由なく技術資料の提供を要求する行為

13. 技術資料の任置を要求した受託企業に不利益を与える行為

13 の 2. 正当な理由なく原価資料等中小ベンチャー企業部令で定める経営上の情報を要求する行為

14. 受託企業が次の各目のいずれかに該当する行為をしたことを理由に受託・委託取引の物量を減らせ、又は受託・委託取引の停止又はその他不利益を与える行為

イ、委託企業が以下のいずれかに該当する行為をした事実を関係機関に告知した行為

1) 第 1 号から第 13 号まで及び第 13 号の 2 に該当する行為

2) 第 2 項に違反した行為

ロ、第 22 条の 2 第 1 項又は第 2 項の委託企業に対する納品代金の調停申請又は同条第 8 項の中小ベンチャー企業部長官に対する紛争の調停申請

②委託企業は取得した受託企業の技術資料（秘密と管理される技術資料に限る。）について、不当に次の各号のいずれかに該当する流用行為をしてはいけない。＜改正 2021 年 8 月 17 日＞

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自己又は第三者のために使用する行為 2. 第三者に提供する行為
民事責任	<p>第 40 条の 2 (損害賠償責任) ①委託企業がこの法の規定に違反したことにより損害を受けた者が存在する場合、委託企業はその者に損害賠償責任を負う。ただし、委託企業が故意又は過失がないことを立証した場合には、この限りでない。</p> <p>②委託企業が第 25 条第 1 項第 14 号又は同条第 2 項に違反したことにより損害を受けた者が存在する場合には、その者に発生した損害の 3 倍を超えない範囲で賠償責任を負う。ただし、委託企業が故意又は過失がないことを立証した場合には、この限りでない。</p> <p>③法院は第 2 項の賠償額を定めるときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 故意又は損害発生のおそれを認識した程度 2. 違反行為によって受託企業と他人が受けた被害規模 3. 違法行為によって委託企業が取得した経済的利益 4. 違反行為による改善要求、是正勧告又は是正命令の内容及び公表有無 <p>4 の 2. 違反行為による刑事処罰の程度</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 違反行為の期間・回数 6. 委託企業の財産状態 7. 委託企業の被害救済努力の程度 <p>④削除</p> <p>第 40 条の 3 (損害額の認定等) ①法院は委託企業が第 25 条第 2 項に違反して受託企業が損害賠償を請求する場合、次の各号のいずれかに該当する金額を受託企業が被った損害額と認めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託企業がその違反行為をさせた物品等を譲渡したときには、次の各目に該当する金額の合計額 <ul style="list-style-type: none"> イ、その物品等の譲渡数量 (受託企業がその違反行為以外の理由で販売できなかった事情があった場合には、その違反行為以外の理由で販売できなかった数量を引いた数

	<p>量)のうち、受託企業が生産できた物品の数量から実際に販売した物品等の数量を引いた数量を超えない数量に、受託企業がその違反行為がなければ販売できた物品等の単位数量当たりの利益額を掛けた金額</p> <p>ロ、その物品等の譲渡数量のうち、イ目において算定できなかった数量については、技術資料の使用に対して合理的に受けることができる金額</p> <p>2. 技術資料の使用に対して合理的に受けることができる金額</p> <p>3. 委託企業がその違反行為によって利益を得た場合には、その利益額</p> <p>②法院は、第40条の2第1項又は第2項による損害賠償請求に関する訴訟において損害が発生したことは認められるものの、その損害額を立証するために必要な事実を証明することが当該事実の性質上、極めて困難な場合には、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて相当な損害額を認めることができる。</p> <p>第40条の4（具体的行為態様の提示義務）①第25条第2項に違反した行為に対する損害賠償請求訴訟において受託企業が主張する技術資料流用行為の具体的行為態様を否認する委託企業は、自ら具体的行為態様を提示しなければならない。ただし、委託企業がこれを明らかにすることのできない相当な理由が存在するときには、この限りでない。</p> <p>②法院は、委託企業が第1項ただし書によって自分の具体的な行為態様が提示できない相当な理由があると主張する場合には、その主張の是非を判断するために、その当事者に資料の提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒否する正当な理由があれば、この限りでない。</p> <p>③第2項による資料提出命令については、第40条の5第2項、第3項及び第8項を準用する。この場合、第40条の5第3項前段のうち、「違反行為の存在有無証明又は損害額の算定に必ず必要なとき」は、「技術資料流用行為の具体的行為態様が提示できない正当な理由の有無の判断に必ず必要なとき」とみなす。</p> <p>④第2項ただし書による正当な理由がないと認められる場合、法院は具体的行為態様の提示命令をすることができる。これについては、即時抗告をすることができる。</p> <p>⑤法院は、委託企業が正当な理由なく自己の具体的行為態様を提示しない場合には、受託企業が主張する技術資料流用行為の具体的行為態様を真実なものとする認めることができる。</p>
刑事責任	<p>第41条（罰則）①他人の技術資料を窃取等の不正の方法により入手し、第24条の3による登録を行った者は、5年以下の懲役又はその財産上利得額の2倍以上10倍以下に相当する罰金に処する。</p>

	<p>②第 33 条第 4 項による命令を履行しなかった者は、2 年以下の懲役又は 1 億 5 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>③次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>1. 第 24 条の 4 による秘密保持義務に違反した者</p> <p>1 の 2. 第 27 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）による公表の後、一月を経過するまで同条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）による命令を履行しなかった者</p> <p>2. 第 28 条第 4 項本文による公表の後、一月を経過するまで同条第 3 項による是正命令を履行しなかった者</p> <p>3. 削除</p> <p>4. 第 40 条の 5 第 7 項に違反して他人に情報又は資料を漏洩又は提供若しくは不当な目的で利用した者</p> <p>第 42 条（両罰規定）法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人、その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 41 条における犯罪行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各該当条の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合には、この限りではない。</p>
行政責任	<p>第 26 条（公正取引委員会に対する措置要求等）①中小ベンチャー企業部長官は、委託企業が第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した事実が存在し、その違反事実が「下請取引公正化に関する法律」第 3 条、第 4 条から第 12 条までの規定、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 13 条、第 13 条の 2、第 15 条、第 16 条、第 16 条の 2、第 17 条から第 20 条までの規定又は「独占規制及び公正取引に関する法律」第 45 条第 1 項による禁止行為に該当すると認めるときには、「下請取引公正化に関する法律」第 25 条又は「独占規制及び公正取引に関する法律」第 49 条によって公正取引委員会に必要な措置を講ずることを要求しなければならない。</p> <p>②公正取引委員長は第 1 項の要求を受ける場合、優先的にその内容を検討し、六月以内に必要な措置を講じてその結果を中小ベンチャー企業部長官に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、中小ベンチャー企業部長官と協議をして一年の範囲で延長することができる。</p> <p>第 43 条（過料）①第 34 条第 3 項による命令を履行しなかった者には 1 億ウォン以下の過</p>

	<p>料を科する。</p> <p>②第 40 条による資料を提出しなかったか、又は虚偽の資料を提出した者又は調査を拒否・妨害若しくは忌避した者には 5 千万ウォン以下の過料を科する。</p> <p>③次の各号のいずれかに該当する者には 1 千万ウォン以下の過料を科する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 21 条第 1 項による約定書を発給しなかった者 2. 第 21 条の 2 第 1 項による秘密保持契約を締結しなかった者 <p>④次の各号のいずれかの該当する者には 500 万ウォン以下の過料を科する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 20 条の 2 第 5 項による議事録を作成し、又は備えなかった者 2. 第 28 条の 2 による教育命令等の措置を履行しなかった者 3. 第 39 条第 1 項による書類を備えなかったか、又はその書類に虚偽の事実を記載した者 <p>⑤第 1 項から第 4 項までによる過料は、大統領令で定めるところにより中小ベンチャー企業部長官が賦課・徴収する。</p>
<p>制度的支援</p>	<p>第 24 条の 3 (技術資料任置の登録) ①任置企業は次の各号の事項を登録することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術資料の題号・種類・作成年月日 2. 技術資料の概要 3. 任置企業の名称及び住所 4. その他大統領令で定める事項 <p>②第 1 項により本名で登録された任置企業の技術について当事者又は利害関係者の間で争いがあれば、任置企業が任置物の内容通りに開発したものと推定する。</p> <p>第 27 条 (受託・委託企業間の不公正取引行為の改善) ①中小ベンチャー企業部長官は、大企業と中小企業間の受託・委託取引過程において委託企業が第 21 条、第 21 条の 2 第 1 項、第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条、第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定を履行しているかどうかについて大統領令で定めているところによって定期的に調査し、改善が必</p>

要な事項については当該企業に改善を要求することができる。

②中小ベンチャー企業部長官は、第1項による委託企業が第21条、第22条、第22条の2、第23条又は第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合における納品代金の支給、法律違反行為の中止、今後の再発防止、その他是正に必要な措置を命ずることができる。ただし、その違反事実が「下請取引公正化に関する法律」第3条、第4条から第12条まで、第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第15条、第16条、第16条の2及び第17条から第20条までの規定又は「独占規制及び公正取引に関する法律」第23条第1項による禁止行為に該当する場合は、この限りでない。

③中小ベンチャー企業部長官は、第1項による改善要求又は第2項による命令を受けた委託企業が改善要求又は命令に従わなかったときには、その名称及び要旨を公表しなければならない。

④中小ベンチャー企業部長官は、必要と認められれば、大統領令で定める規模以上の中小企業がその他中小企業に製造を委託した場合であっても、第1項から第3項までの規定を準用する。

⑤中小ベンチャー企業部長官は、第1項と第4項による調査の結果、現金決済及び共生決済拡大等決済条件が良好し、公正な受託・委託取引関係の確立のために努力したと評価される企業に対しては、褒賞やその他必要な支援をすることができる。

⑥政府は、中小企業に対する大企業の納品代金決済条件を改善し、現金性決済（現金決済及び共生決済を含む。）の拡大のために税制支援等必要な支援をすることができる。

⑦中小ベンチャー企業部長官は第21条、第21条の2第1項、第22条、第22条の2、第23条又は第25条第1項から第3項までの規定に違反した委託企業に対して、中小ベンチャー企業部令で定めるところによりその違反及び被害の程度に応じて罰点を付与ことができ、その罰点が中小ベンチャー企業部令で定める基準を超える場合には、「国を当事者とする契約に関する法律」第27条、「地方自治体を当事者とする契約に関する法律」第31条又は「公共機関の運営に関する法律」第39条による入札参加資格の制限を当該中央官処の長、地方自治体の長又は公共機関の長に要請することができる。

第28条（紛争の調停）①次の各号の事項について委託企業と受託企業又は中小企業協同組合間で紛争が発生したときには、委託企業・受託企業又は中小企業協同組合は大統領令で定めるところにより中小ベンチャー企業部長官に紛争の調停を要請することができる。

1. 第21条による約定書及び物品受領証に関する事項

2. 第 22 条による納品代金の支給等に関する事項

2 の 2. 第 22 条の 2 による納品代金の調停に関する事項

3. 第 23 条による物品等の検査に関する事項

4. 第 24 条の 2 による技術資料の任置に関する事項

5. 第 25 条による遵守事項の履行有無に関する事項

②第 1 項による紛争当事者である受託企業は、中小企業者団体に紛争の調停に関する権限を委任することができる。〈新設 2016 年 1 月 27 日〉

③中小ベンチャー企業部長官は、第 1 項による調停の要請を受けると、遅滞なくその内容を検討して第 1 項各号の事項については是正する必要があると認められるときには、当該委託企業・受託企業又は中小企業協同組合にその是正を勧告又は命令することができる。〈改正 2016 年 1 月 27 日、2017 年 7 月 26 日〉

④中小ベンチャー企業部長官は第 3 項による是正命令を受けた委託企業・受託企業又は中小企業協同組合が命令に従わないときには、その名称及び要旨を公表しなければならない。ただし、委託企業の行為が第 26 条に該当する場合には、公正取引委員会に対して必要な措置を講ずることを要求しなければならない。〈改正 2016 年 1 月 27 日、2017 年 7 月 26 日〉

⑤第 3 項による検討及び是正勧告や是正命令に必要な事項は、大統領令で定める。〈改定 2016 年 1 月 27 日〉

第 28 条の 2（教育命令等）①中小ベンチャー企業部長官は、第 27 条第 7 項により罰点を付与された委託企業に対して中小ベンチャー企業部令で定める罰点基準により第 27 条第 1 項・第 2 項及び第 4 項による改善要求又は是正命令及び第 28 条第 3 項による是正勧告又は是正命令とともに所属役職員に対する教育命令等の措置を講ずることができる。この場合、教育費用はその委託企業に負担させることができる。

②教育命令等の措置に関する詳細手続きや方法等について必要な事項は中小ベンチャー企業部長官が告示する。

第 40 条の 5（資料提出命令）①法院は第 40 条の 2 第 1 項又は第 2 項による損害賠償請求に関する訴訟で当事者の申請により相手方当事者にその違反行為の存在有無の証明又は損害額の算定に必要な次の各号の資料の提出を命ずることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒否する正当な理由がある場合には、この限りでない。

1. 相手方の所持、保管又は相手方の管理下にある文書、文、絵、グラフ、表、写真、音声録音又は画像及びその他データ又はデータベースを含めて電子媒体に保存された情報であって当該媒体から直接取得ができる、又は必要に応じて合理的に利用可能な形に転換した情報

2. その他指定された有形物

②法院は資料の所持者が第1項による資料提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、その主張の是非を判断するために資料の提出を命ずることができる。この場合、法院はその資料を他人に見せてはいけない。

③第1項により提出されるべき資料が営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密をいう。）に該当しても、違反行為の存在有無の証明又は損害額の算定に必ず必要なときには、第1項各号以外の部分のただし書による正当な理由があるものとみなさない。この場合、法院は資料提出命令の目的内で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定しなければならない。

④法院は当事者が正当な理由なく資料提出命令に従わなかったときには、資料提出を申請した当事者の資料の記載に関する主張を真実と認めることができる。

⑤法院は当事者が相手方の使用を妨害する目的で提出義務のある資料を毀損して捨てた、又はこれが使用できないようにしたときには、その文書の記載に対する相手方の主張を真実と認めることができる。

⑥法院は第4項に該当する場合、資料の提出を申請した当事者が資料の記載について具体的に主張するには著しく困難な事情があり、資料で証明すべき事実をその他証拠で証明することも期待できないときには、その当事者が資料の記載で証明しようとする事実に関する主張を真実と認めることができる。

⑦第3項により資料が提供された、又は閲覧した者はその資料を資料提出命令と異なる目的で使用するか、又は他人に提供するなど不当な目的で使用してはいけない。

⑧資料提出の申請に関する決定に対しては即時抗告をすることができる。

6 下請法（所管部処：公正取引委員会）

内容		法の条文
下請取引 公正化に 関する 法律	保護対象 ：下請取引秩序	第1条（目的）この法は公正な下請取引秩序の確立のため親事業者と下請事業者が対等な地位で相互に補完し合い、バランスのとれた発展が可能になることにより、国民経済の健全な発展に貢献することを目的とする。
	侵害とみなされる 行為	<p>第12条の3（技術資料提供要求禁止等）①親事業者は下請事業者の技術資料を本人又は第三者に提供するように要求してはいけない。ただし、親事業者が正当な理由を立証した場合には、要求することができる。</p> <p>②親事業者は第1項ただし書により下請事業者に技術資料を要求する場合には、要求する目的、権利帰属関係、代価等大統領令で定める事項を当該下請事業者と予め協議して定めた後、その内容を記載した書面を当該下請事業者に渡さなければならない。</p> <p>③下請事業者が親事業者に技術資料を提供する場合、親事業者は当該技術資料の提供を受ける日まで当該技術資料の範囲、技術資料の提供を受けて保有する役職員の名簿、秘密保持義務及び目的外使用の禁止、違反時の賠償等大統領令で定める事項を含む秘密保持契約を下請事業者と締結しなければならない。</p> <p>④親事業者は取得した下請事業者の技術資料と関連して不当に次の各号のいずれかに該当する行為をしてはいけない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自己又は第三者のために使用する行為 2. 第三者に提供する行為 <p>⑤公正取引委員会は第3項による秘密保持契約締結に標準となる契約書の作成及び使用を推奨することができる。</p> <p>第12条の3（技術資料提供要求禁止等）①親事業者は下請事業者の技術資料を本人又は第三者に提供するように要求してはいけない。ただし、親事業者が正当な理由を立証した場合には、要求することができる。</p> <p>②親事業者は第1項ただし書により下請事業者に技術資料を要求する場合には、要求する目的、権利帰属関係、代価等大統領令で定める事項を当該下請事業者と予め協議して定めた後、その内容を記載した書面を</p>

		<p>当該下請事業者に渡さなければならない。</p> <p>③下請事業者が親事業者に技術資料を提供する場合、親事業者は当該技術資料の提供を受ける日まで当該技術資料の範囲、技術資料の提供を受けて保有する役職員の名簿、秘密保持義務及び目的外使用の禁止、違反時の賠償等大統領令で定める事項を含む秘密保持契約を下請事業者と締結しなければならない。</p> <p>④親事業者は取得した下請事業者の技術資料と関連して不当に次の各号のいずれかに該当する行為をしてはいけない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自己又は第三者のために使用する行為 2. 第三者に提供する行為 <p>⑤公正取引委員会は第 3 項による秘密保持契約締結に標準となる契約書の作成及び使用を推奨することができる。</p>
	<p>民事責任</p>	<p>第 35 条（損害賠償責任）①親事業者がこの法の規定に違反したことにより損害を被った者が存在する場合には、その者に発生した損害に対して賠償責任を負う。ただし、親事業者が故意又は過失がないことを立証した場合には、この限りでない。</p> <p>②親事業者が第 4 条、第 8 条第 1 項、第 10 条、第 11 条第 1 項・第 2 項、第 12 条の 3 第 4 項及び第 19 条に違反したことにより損害を被った者が存在する場合には、その者に発生した損害の 3 倍を超えない範囲で賠償責任を負う。ただし、親事業者が故意又は過失がないことを立証した場合には、この限りでない。</p> <p>③法院は第 2 項の賠償額を定めるときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 故意又は損害発生のおそれを認識した程度 2. 違反行為によって下請事業者と他人が被った被害規模 3. 違反行為によって親事業者が取得した経済的利益 4. 違反行為による罰金及び課徴金 5. 違反行為の期間・回数等

		<p>6. 親事業者の財産状態</p> <p>7. 親事業者の被害救済努力の程度</p> <p>④第 1 項又は第 2 項によって損害賠償請求の訴が提起された場合、「独占規制及び公正取引に関する法律」第 110 条及び第 115 条を準用する。 <改正 2013 年 5 月 28 日、2020 年 12 月 29 日></p>
	<p>刑事責任</p>	<p>第 30 条（罰則）①次の各号のいずれかに該当する親事業者は下請事業者 に製造等の委託をした下請代金の 2 倍に相当する金額以下の罰金に処 する。</p> <p>1. 第 3 条第 1 項から第 4 項まで及び第 9 項、第 3 条の 4、第 4 条から 第 12 条まで、第 12 条の 2、第 12 条の 3 及び第 13 条に違反した者</p> <p>2. 第 13 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定に違反して工事代金の支払 いを保証しなかった者</p> <p>3. 第 15 条、第 16 条第 1 項・第 3 項・第 4 項及び第 17 条に違反した者</p> <p>4. 第 16 条の 2 第 7 項に違反して正当な理由なく協議を拒否した者</p> <p>②次の各号のうち第 1 号に該当する者は 3 億ウォン以下、第 2 号及び第 3 号に該当する者は 1 億 5 千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>1. 第 19 条に違反して不利益を与える行為をした者</p> <p>2. 第 18 条及び第 20 条に違反した者</p> <p>3. 第 25 条による命令に従わなかった者</p> <p>③第 27 条第 2 項により準用される「独占規制及び公正取引に関する法 律」第 81 条第 1 項第 2 号による鑑定について虚偽鑑定をした者は 3 千 万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>第 31 条（両罰規定）法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用 人、その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 30 条におけ る犯罪行為をしたときには、行為者を罰するほか、その法人又は個人に 対しても各該当条の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反 行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつ った場合には、この限りではない。</p>

	<p>第 32 条（告発）①第 30 条の罪は公正取引委員会の告発がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>②公正取引委員会は第 30 条の罪のうち、違反の程度が客観的に明白かつ重大であって、下請取引秩序を顕著に阻害すると認める場合には、検察総長に告発しなければならない。</p> <p>③検察総長は第 2 項による告発要件に該当する事実があることを公正取引委員会に通知して告発を要請することができる。</p> <p>④公正取引委員会が第 2 項による告発要件に該当しないと決定しても、監査院長、中小ベンチャー企業部長官は社会的波及効果、下請事業者に与えた被害の程度等他の事情を理由に公正取引委員会に告発を要請することができる。</p> <p>⑤第 3 講又は第 4 講による告発要請があったときには、公正取引委員会の委員長は検察総長に告発しなければならない。</p> <p>⑥公正取引委員会は公訴が提起された後には告発を取り消すことができない。</p> <p>第 33 条（過失相殺）親事業者のこの法の違反行為に関して下請事業者に責任があった場合には、この法による是正措置・告発又は罰則を適用するときこれを考慮することができる。</p>
行政責任	<p>第 25 条（是正措置）①公正取引委員会は第 3 条第 1 項から第 4 項まで及び第 9 項、第 3 条の 4、第 4 条から第 12 条まで、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条から第 16 条まで、第 16 条の 2 第 7 講及び第 17 条から第 20 条までの規定に違反した発注者と親事業者に対して下請代金等の支給、法律違反行為の中止、特約の削除や修正、今後の再発防止、その他是正に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>②削除</p> <p>③公正取引委員会は第 1 項により是正措置を行った場合には、是正措置を受けた親事業者に対して是正措置を受けた事実を公表することを命ずることができる。</p> <p>第 25 条の 3（課徴金）①公正取引委員会は次の各号のいずれかに該当する発注者・親事業者又は下請事業者に対して下請事業者に製造等の委託をした下請代金や発注者・親事業者より製造等の委託を受けた下請代金の</p>

		<p>2倍を超えない範囲で課徴金を課することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3条第1項から第4項までの規定に違反した親事業者 2. 第3条第9項に違反して書類を保存しなかった者又は下請取引に関する書類を虚偽に作成・発給した親事業者や下請事業者 3. 第3条の4、第4条から第12条まで、第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2に違反した親事業者 4. 第14条第1項及び第3項に違反した発注者 5. 第14条第5項に違反した親事業者 6. 第15条、第16条、第16条の2第10項及び第17条から第20条までの規定に違反した親事業者 <p>②公正取引委員会は大統領令で定める金額を超える課徴金が課された者が次の各号のいずれかに該当する理由により課徴金の全額を一時に納付ふることができないと認められる場合は、その納付期限を延期又は分割して納付するようにすることができる。この場合、必要と認められれば、担保を提供させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害又は盗難等により財産に顕著な損失を被った場合 2. 事業環境の悪化により事業が重大な危機に瀕した場合 3. 課徴金の一時納付により資金の事情に顕著な困難が予想される場合 4. その他第1号から第3号までの規定に準ずる理由がある場合 <p>③公正取引委員会は第2項により課徴金の納付期限を延期又は分割納付させようとする場合には、次の各号の事項に関して大統領令で定める事項を考慮しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当期純損失 2. 負債比率 3. その他財務状況の確認のために必要な事項
--	--	---

		<p>④第 1 項の課徴金については、「独占規制及び公正取引に関する法律」第 102 条、第 103 条（第 1 項は除く。）及び第 104 条から第 107 条までの規定を準用する。</p> <p>第 25 条の 4（常習法違反事業者名簿公表）①公正取引委員会委員長は第 27 条第 3 項により準用される「独占規制及び公正取引に関する法律」第 119 条にもかかわらず直前年度から過去 3 年間この法律に違反した理由で公正取引委員会から警告、第 25 条第 1 項による是正措置又は第 25 条の 5 第 1 項による是正勧告を 3 回以上受けた事業者のうち第 26 条第 2 項による罰点が大統領令で定める基準を超える事業者（以下、この条において「常習法違反事業者」という。）の名簿を公表しなければならない。ただし、異議申立等不服手続が行われている措置は除く。</p> <p>②公正取引委員会委員長は第 1 項ただし書の不服手続が終了された場合、次の各号にいずれも該当する者の名簿を追加で公開しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 警告又は是正措置が取り消されていない者 2. 警告又は是正措置に不服がなければ常習法違反事業者に該当する者 <p>③第 1 項及び第 2 項による常習法違反事業者名簿の公表可否を審議するため、公正取引委員会に公務員である委員と公務員でない委員と構成される常習法違反事業者名簿公表審議委員会（以下、この条において「審議委員会」という。）を置く。</p> <p>④公正取引委員会は審議委員会の審議を経た公表対象の事業者に名簿公表対象者であることを通知して疎明の機会を与えなければならない、通知した日から一月を経過した後は審議委員会に名簿公表可否を再審議させ、公表対象者を選定する。</p> <p>⑤第 1 項及び第 2 項による公表は、官報又は公正取引委員会インターネットホームページに掲示する方法による。</p> <p>⑥審議委員会の構成、その他常習法違反事業者名簿公表に関連して必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>第 25 条の 5（是正勧告）①公正取引委員会はこの法に違反した発注者と親事業者に対して是正策を定めてこれに従うことを勧告することができる。この場合、発注者と親事業者が当該勧告を受諾したときは、公正取</p>
--	--	--

		<p>引委員会が是正措置を講じたものとみなす旨も知らせなければならない。</p> <p>②第 1 項による勧告を受けた発注者と親事業者はその勧告の通知を受けた日から 10 日以内にその受諾可否を公正取引委員会に知らせなければならない。</p> <p>③第 1 項による勧告を受けた発注者と親事業者がその勧告を受諾さいたときには、第 25 条第 1 項による是正措置を受けたものとみなす。</p> <p>第 30 条の 2 (過料) ①次の各号のいずれかに該当する者には、事業者又は事業者団体の場合 1 億ウォン以下、事業者又は事業者団体の役員、従業員とその他利害関係者の場合は 1 千万ウォン以下の過料を科する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 13 条の 3 による公示をしなかったか、又は主要内容を欠落又は虚偽で公示した者 2. 第 27 条第 2 項により準用される「独占規制及び公正取引に関する法律」第 81 条第 1 項第 1 号による出席処分に違反して正当な理由なく出席しなかった者 3. 第 27 条第 2 項により準用される「独占規制及び公正取引に関する法律」第 81 条第 1 項第 3 号又は同条第 6 項による報告又は必要な資料や物の提出をしなかったか、又は虚偽で報告又は資料や物を提出した者 <p>②第 27 条第 2 項により準用される「独占規制及び公正取引に関する法律」第 81 条第 2 項及び第 3 項による調査を拒否・妨害・忌避した者には事業者又は事業者団体の場合 2 億ウォン以下、事業者又は事業者団体の役員、従業員とその他利害関係人の場合 5 千万ウォン以下の過料を科する。</p> <p>③第 22 条の 2 第 4 項に違反して下請事業者に資料を提出させなかったか、又は虚偽の資料を提出するように要求した親事業者には 5 千万ウォン以下、その親事業者の役員、従業員とその他利害関係人には 500 万ウォン以下の過料を科する。</p> <p>④第 3 条の 5 に違反して同条各号の事項を知らせなかったか、又は虚偽で知らせた事業者には 1 千万ウォン以下の過料を科する。</p> <p>⑤第 22 条の 2 第 2 項による資料を提出しなかったか、又は虚偽で資料</p>
--	--	--

		<p>を提出した親事業者には 500 万ウォン以上の過料を科する。</p> <p>⑥第 27 条第 1 項により準用される「独占規制及び公正取引に関する法律」第 66 条による秩序維持の命令に従わなかった者には 100 万ウォン以下の過料を科する。</p> <p>⑦第 1 項から第 6 項までの規定による過料は、大統領令で定める基準によって公正取引委員会が賦課・徴収する。</p> <p>第 33 条（過失相殺）親事業者におけるこの法の違反行為について、下請事業者に責任がある場合には、この法による是正措置・告発又は罰則を適用するとき、これを考慮することができる。</p>
	<p>制度的支援</p>	<p>第 35 条の 3（秘密保持命令）①法院はこの法に違反した行為による損害賠償請求訴訟において当事者の申請による決定として、次の各号の者にその当事者が保有した営業秘密を当該訴訟の継続的な遂行以外の目的に供し、又はその営業秘密に係る命令であってこの項による命令を受けていない者に公開しないことを命ずることができる。ただし、その申請以前に次の各号の者が準備書面の閲覧や証拠調査以外の方法によりその営業秘密を取得している場合には、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その他当事者（法人である場合には、その代表者をいう。） 2. 当事者のために当該訴訟を代理する者 3. その他当該訴訟により営業秘密を知り得た者 <p>②第 1 項による命令（以下、「秘密保持命令」という。）を申請する者は、次の各号の理由を全て疎明しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次の各目のいずれかに該当する資料に営業秘密が含まれていること <ul style="list-style-type: none"> イ、既に提出したか、又は提出しなければならない準備書面 ロ、既に調査したか、又は調査しなければならない証拠 ハ、第 35 条の 2 第 1 項により提出したか、又は提出しなければならない資料 2. 第 1 号各目の資料に含まれた営業秘密が当該訴訟を行う以外の目的で資料されたか、又は公開されれば、当事者の営業に支障を与えるおそれがあり、それを防止するために営業秘密の使用や公開を制限する必要

		<p>があること</p> <p>③秘密保持命令の申請は次の各号の事項を記載した書面でしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 秘密保持命令を受ける予定の者 2. 秘密保持命令の対象となる営業秘密を特定するに十分な事実 3. 第2項各号の理由に該当する事実 <p>④法院は秘密保持命令が決定された場合には、その決定書を、秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。</p> <p>⑤秘密保持命令は第4項による決定書が送達されたときから効力が発生する。</p> <p>⑥秘密保持命令の申請を棄却又は却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>第29条（罰則）①次の各号のいずれかに該当する者は2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外において正当な理由なく第35条の3第1項による命令に違反した者 2. 第27条第3項により準用される「独占規制及び公正取引に関する法律」第119条に違反した者 <p>②第1項第1号の罪は第35条の3第1項による命令を申請した者の告訴がなければ、公訴を提起することができない。</p> <p>第35条の2（資料の提出）①法院はこの法に違反した行為による損害賠償請求訴訟で当事者の申請により相手方の当事者に当該損害の証明又は損害額の算定に必要な資料の提出を命ずることができる。ただし、提出命令を受けた者がその資料の提出を拒否する正当な理由があれば、この限りでない。</p> <p>②法院は第1項による提出命令を受けた者がその資料の提出を拒否する正当な理由があると主張する場合には、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、法院はその資料を他</p>
--	--	---

		<p>人に見させてはいけない。</p> <p>③第1項による提出対象となる資料が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密（以下「営業秘密」という。）に該当しても、損害の証明又は損害額の算定に必ず必要な場合には第1項ただし書による正当な理由があるものとみなさない。この場合、法院は提出命令の目的を超えない範囲で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を定めなければならない。</p> <p>④法院は第1項による提出命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わなかった場合、資料の記載に対する申請人の主張を真実と認めることができる。この場合、申請人が資料の記載を具体的に主張するにあたって顕著に困難な事情があり、その資料で証明しようとする事実をその他称呼で証明することが期待できないときには、申請人が資料の記載で証明しようとする事実に関する主張を真実と認めることができる。</p>
--	--	--